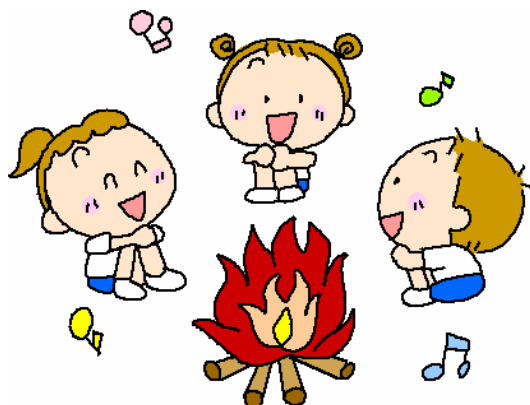


鹿児島県児童クラブ連絡協議会結成総会



- と き** 2007（平成19）年6月3日（日）
- と ころ** 鹿児島県歴史資料センター黎明館（講堂）
（鹿児島市城山町7-2 TEL099-222-5100）
- 日 程**
- | | |
|-------------|--|
| 13:00～ | 受付 |
| 13:30～ | 開会 準備会代表あいさつ |
| 13:40～14:00 | 行政説明：鹿児島県保健福祉部子ども課
鹿児島県教育庁社会教育課 から |
| 14:00～15:00 | 記念講演：河野伸枝（こうの・のぶえ）さん
（全国学童保育連絡協議会副会長） |
| 15:10～16:10 | 結成総会
開会あいさつ
経過の報告
第1号議案 規約（案）について
第2号議案 2007年度収支予算（案）について
役員選出 新役員あいさつ
その他
閉会あいさつ |
| 17:00～ | 結成祝賀会（ホテル「吹上荘」） |

結成総会にあたって

学童保育が1998年4月に法制化されて10年目を迎えて急激に増えていっています。全国学童保育連絡会が行なった2006年5月1日現在の箇所数調査によると、学童保育所数は15,858か所(昨年比549か所増)、入所児童は68万人で3年前と比べて15万人増となっています。3割以上の小学校区にはまだ設置されていない現実がある一方で、入所児童数の伸びに学童保育所数の伸びが追いつかず、大規模な学童保育所が激増しています。

鹿児島県内においては、運営形態や設立過程等も実にさまざまに模索されており、各地域で努力や工夫が重ねられ、よりよい学童保育を目指しての運営が進められてきています。

子どもたちの育ちにどうかかわり、どんな環境をつくっていくのか、そして学童保育(児童クラブ)はそのことにどんな役割を担うことができるのか、そんな思いを持ちながら日々、学童保育にたずさわっていただいているみなさんにとって、この4月から国が進めようとしている総合的な放課後児童対策「放課後子どもプラン」はどんな機能を果たすのか、先が見えないなかで進められようとしています。

厚生労働省は、2007年度中に学童保育を2万か所にいっきに増やす予算をつけました。市町村と都道府県が、それに応えて学童保育を増やすための予算化をしなければ2万か所は実現しません。大規模学童保育の分離・分割も含めて必要とする子どもたちが学童保育に入所でき、安全・安心な生活を送れるように私たちの自治体に対する運動を強めていく必要があります。

子育て支援の取り組みにあたって、これまでの学童保育(「放課後児童クラブ」と、新しく始まる「放課後子ども教室」)にはどのような役割が求められるのでしょうか。また、鹿児島県の子育て支援事業はどんな内容で進められていくのでしょうか。

今までそれぞれに施設づくりや事業推進にかかわってきた関係者が一同に集い、地域で生活する子どもの立場から「放課後子どもプラン」のあり方や、どのように地域での子育てサポートのネットワークをつくっていくことができるのか等々……一緒になって、悩みを語り合ったり、情報交換をしたり、交流等を通して、よりよいものに育てていく共同体を築くことが必要なときに立ちいたっているのではないのでしょうか。

2月11日に県段階での連絡会を発足できないかとおおすみ学童の会と霧島市児童クラブ連絡会の呼びかけで準備会を持ち、本日の結成会の運びとなりました。

連絡協議会は、県内の各児童クラブの現状点検と、ケースワークを共同で研究し合う「場」として進めていきたいと思います。また、研修・交流と情報提供をもって、互いに連絡・協調する協議体として進めていきたいと思います。

第1号議案

鹿児島県児童クラブ連絡協議会規約（案）

「名称」

第1条 この会は、「鹿児島県児童クラブ連絡協議会」という。

「目的」

第2条 児童クラブ（以下、「放課後児童クラブ」、「学童保育所」及び「学童育成クラブ」を総称して、「児童クラブ」という。）の設置者、指導員及び保護者、関係者（専門家・団体等）との連絡を密にして、鹿児島県内の児童クラブの啓発普及、発展を積極的にはかり、保育内容の研究、施設の充実、制度化の運動を推進する母体とする。

「事業」

第3条 この会の目的を達成するため、会員相互の連絡・交流を密にして次の事業を行なう。

- 1, 児童クラブの運営に関する「通信」を発行し、情報と資料を提供する。
- 2, 指導員、保護者のための研修・研究会を開く。
- 3, 行政と連携し、児童クラブづくりの指導と援助を行なう。
- 4, 保護者、指導員、子どもたちとの交流と親睦をはかる。
- 5, 児童クラブの施設や子どもたちの保育条件の改善、指導員の労働条件の改善に努力する。また、そのための実態調査なども行なう。
- 6, 学者、専門家等の協力も得ながら児童クラブのあるべき姿をたえず探求し、よりよき制度化を推進する。
- 7, その他、必要な事業を行なう。

「会員」

第4条 会員は次のとおりとする。

- 1, 児童クラブ
- 2, 学童保育所をつくる会
- 3, この会の目的に賛同する個人

「会費」

第5条 会費については総会で決定する。会費の額は「別表1」のとおりとする。

「役員」

第6条 この会の会務を運営するために、次の役員を置く。

- | | | |
|----------|-----|---|
| イ. 会長 | 1名 | この会を代表し会務を統括する。 |
| ロ. 副会長 | 若干名 | 会長を補佐し、会長事故あるときは、会務を代行する。 |
| ハ. 事務局長 | 1名 | この会の事務全般を司る。 |
| ニ. 運営委員 | 若干名 | 各ブロックを代表し、この会の日常の運営に責任を持ち、執行部として各ブロックにおける会務を処理する。 |
| ホ. 会計 | 1名 | この会の会計事務にあたる。 |
| ヘ. 会計監査 | 2名 | 会務に基づく会計の監査をする。 |
| ト. 事務局次長 | 若干名 | 事務局長を補佐するため、必要に応じて置くことができる。 |

2, この会の事務局は、会長が所属するブロックに置く。

3, この会に事務局職員を置くことができる。

第7条 この会の役員の設定は、次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長・事務局長・会計監査は、総会で決定する。
- (2) 運営委員は、「別表2」福祉事務所を単位とする各ブロックから選出された2名を以て充てる。
- (3) 会計・事務局次長・事務局職員は、運営委員会に諮問した者を会長が委嘱する。

第8条 この会の役員の任期は、原則として1年とするが、再任は妨げない。なお、補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

「会 合」

第9条 この会は、目的を達成するため、次の会合をもつものとする。

- (1) 総 会 総会は年1回を原則とするが、必要に応じて臨時に開くことができる。
- (2) 運営委員会 会長・副会長・事務局長・運営委員で構成し、定期的を開催する。この会を以て日常運営に責任をもつものとする。
- (3) 三役会議 会長・副会長・事務局長（次長を置いた場合次長も含む）で構成し、運営委員会に付議する案件等の原案づくりをする。
- (4) 研修会 児童クラブに携わる者としての資質を高めるための研鑽に努めたり、会員相互の連絡・協調を図り、親睦にも努める。

「会 計」

第10条 この会の会計は、次の収入を以てこれに充てる。

- イ. 会 費
- ロ. 寄付金
- ハ. その他

2, この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

「付 則」

- 1, この会の規約の改廃を含めた変更事項は、総会の承認を必要とする。
- 2, この規約は、2007(平成19)年6月3日に制定し、2007(平成19)年4月1日に遡及適用する。

【別表1】

児童数	金 額
個人会員	2,000円
児童数10名以下	
児童数11～19名	5,000円
児童数20～35名	8,000円
児童数36名以上	12,000円

【別表2】

ブロック名	福祉事務所
鹿児島市ブロック	鹿児島市
肝付ブロック	鹿屋市・肝付福祉事務所
川薩ブロック	薩摩川内市・阿久根市・出水市・川薩福祉事務所
始良伊佐ブロック	霧島市・大口市・始良福祉事務所
曾於ブロック	志布志市・曾於市・曾於福祉事務所
南薩摩ブロック	いちき串木野市・日置市・南さつま市・枕崎市・指宿市・川辺指宿福祉事務所
熊毛・大島ブロック	奄美市・大島・徳之島・熊毛福祉事務所

鹿児島県児童クラブ連絡協議会 2007年度収支予算（案）

収入の部

2007年4月1日～2008年3月31日

科 目	金 額	備 考
会 費	335,000	1.2万円×10クラブ 8千円×15クラブ 5千円×15クラブ 2千円×10クラブ
寄付金	1,000	科目設定
雑収入	30,000	月刊「学童ほいく」・全国連絡会書籍等取り扱い手数料等
合 計	366,000	

支出の部

科 目	金 額	備 考
全国連協会費	30,000	2007年度会費として
事務消耗・需用費	15,000	事務用品費
会議費	100,000	結成総会・ブロック会3回・運営委員会・三役会の旅費など
通信・印刷費	50,000	電話代、情報紙等の郵送・印刷費
活動・研修費	120,000	連絡会研修会（交流会・研修会講師代等）
事務局費	30,000	事務文書作成費等 事務局会・行政との連絡調整など
予備費	21,000	
合 計	366,000	

役員選出について

役員	氏名	所属	連絡先
会長			
副会長			
事務局長			
事務局次長			
運営委員			
会計			
会計監査			

事務局連絡先 住所：

2007(平成19)年度鹿児島県児童クラブ連絡協議会行事予定(案)

月	県連絡会行事予定	備考
4月	・県連絡会結成準備会(4月28日)	
5月	・県連絡会結成準備会(5月14日)	
6月	・県連絡会結成会(6月3日) ・鹿児島県学童保育指導員研修会(6月25～26日)	
7月	・役員会・第1回運営委員会	
8月		
9月	・第32回全国学童保育指導員学校<九州会場>(9月30日 福岡・春日市)	
10月	・役員会・第2回運営委員会 ◎県への予算要望に関する話し合い ・鹿児島県への要望書提出	
11月	・第42回全国学童保育研究集会(11.10-11/東京) ◇各ブロックごとの交流・研修会	
12月		
1月	・役員会・第3回運営委員会	
2月		
3月	・役員会・第4回運営委員会(来年度方針・予算等審議)	

■機関運営について

- ①運営委員会は、原則年4回開催。
- ②三役会は、運営委員会開催前に開催。
- ③意見・要望、その他声の集約。

【資料－1】

厚生労働省・文部科学省 様

2006年5月30日
全国学童保育連絡協議会
会長 山本博美

「放課後子どもプラン」の具体化に関する学童保育（放課後児童クラブ）の拡充についての要望

私たちは学童保育（放課後児童クラブ）の保護者や指導員でつくる当事者の団体として、これまで学童保育（放課後児童クラブ）の拡充に取り組んできましたが、あらためて厚生労働省および文部科学省に、「放課後子どもプラン」についての意見を述べ、学童保育（放課後児童クラブ）の拡充に関して要望します。

1 放課後子どもプランに関する要望

- ① 「放課後子どもプラン」の推進にあたっては、現在政府や自治体が進めている次世代育成支援対策の地域行動計画や各自治体の方針との整合性を図り、学童保育の拡充につながるものにしてください。
- ② 「放課後子どもプラン」の推進の際には、学童保育（放課後児童クラブ）と地域子ども教室推進事業をそれぞれの事業の目的・役割・性格にそって明確に区別して、それぞれを拡充させることを基本にしてください。
- ③ 学童保育（放課後児童クラブ）については、「放課後子どもプラン」の推進に当たっても、この事業の法制上の位置づけと補助要件（児童福祉法、第2種社会福祉事業、実施要綱、予算措置）を維持し、拡充するようにしてください。
- ④ 実施場所が学校内ということから、安易に所管や事業の監督を学校（教育委員会）にゆだねるということは避けるべきです。放課後子どもプランの推進にあたっては、実際の運営については、学童保育（放課後児童クラブ）の運営が基本的な位置づけをふまえて運営されるように個々の自治体の事情を考慮したものにしてください。
- ⑤ 学校外にある既存の学童保育（放課後児童クラブ）施設については、拙速・強引なかたちでの学校施設内への移行は行わないでください。
- ⑥ 学童保育（放課後児童クラブ）には、子どもたちの生活を継続して安定的に保障することができる専任の指導員を配置してください。
- ⑦ 放課後子どもプラン推進の財源を拙速に一本化するのではなく、両省にそれぞれの財源を確保し、大幅に予算を増額するようにしてください。学童保育（放課後児童クラブ）の拡充については、5月18日に私たちが厚生労働省に提出した要望が実現されるように予算措置をしてください。

（説明）

- 1、学童保育（放課後児童クラブ）は、1950年代からの長い歴史の中で実施場所も学校施設内だけでなく児童館内、地域の公共施設利用、単独施設など地域の中に多様に存在しています。自治体の施策も、それらの実態を考慮して進められています。このなかには、地域の中の子育て施設として地域に定着し地域住民に支えられているものも多くあります。今後の増設、新設の場所として学校施設を積極的に活用することは必要と考えますが、既存施設の強引な学校施設内への移行などは、混乱や後退を招きかねないのでやめるべきです。
- 2、学童保育（放課後児童クラブ）と地域子ども教室推進事業は、それぞれに異なる事業役割があります。実際の活動内容の面で協力・連携することは可能だと思いますが、そのことと事業を「一体化」することとは、同一視できるものではありません。

「一体化」は事実上の学童保育（放課後児童クラブ）の廃止（働く親を持つ子どもたちの「生活の場」

が、だれでも利用できる遊びの場になる。「生活の場」に必要な要件が崩される)につながる可能性があり、私たちは強く反対するものです。「一体化」という表現や構想は撤回し、すでに両省が連名で出した2月10日付の局長通知のようにそれぞれの事業の拡充と連携を基本にするべきです。

また、児童福祉法上の放課後児童健全育成事業には「対象児童が限定していないもの(すべての児童が対象の児童館事業など)」は該当しませんから、すべての児童を対象とした地域子ども教室事業との「一体化」はできません。

3、学童保育(放課後児童クラブ)は、児童福祉法において「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が就労などにより昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る(児童福祉法第6条の2の12項)」と定められているように、児童福祉事業として定められた固有の目的と役割がある事業です。放課後子どもプランの推進にあたって、その推進についてはこの学童保育(放課後児童クラブ)の基本的な位置づけをふまえたものでなくてはならないはずで

4、学童保育(放課後児童クラブ)には、子どもたちの毎日の放課後生活を継続的、安定的に保障する常勤の専任指導員の配置が必要です。この仕事は、退職教員や地域のボランティア等の活用のみではできません。

学童保育(放課後児童クラブ)の安全対策の強化、指導員と学校との連携、地域子ども教室と連携を図るためにも、常勤指導員体制や指導員の一日勤務体制の確立などが必要です。

【資料-2】

雇用均等・児童家庭局育成環境課 様

放課後児童健全育成事業の実施要綱の改定に関する要望

2007年1月10日

全国学童保育連絡協議会

会長 山本博美

「放課後子どもプラン」において、「放課後子ども教室推進事業」と「一体的な運営」にならないために、放課後児童健全育成事業(学童保育)が、その目的や役割に即して拡充するよう、以下の内容を放課後児童健全育成事業の実施要綱に明記してください。

1 学童保育の施設・設備について

毎日の「生活の場」を確保するために学童保育専用の施設(または部屋)を確保することが基本要件であることを明記してください。さらに、「生活の場」にふさわしい広さや設備を確保することが必要であると明確にしてください。

2 学童保育指導員について

学童保育の子どもたちのための専任(注1)で常勤(注2)の指導員が、常時複数配置(注3)が必要であることを明確にしてください。

(注1)「専任」とは、基本的に毎日同じ指導員が、児童館や「放課後子ども教室」の仕事などの他の業務を兼務することなく、学童保育の仕事に専念するよう配置されていること。

(注2)「常勤」とは、非常勤やパートタイマーなどのように時間の短い勤務ではなく、年間1800時間程度、週40時間程度のフルタイム勤務であって、かつ臨時職員やアルバイトのように雇用期間の限定された労働ではなく、雇用期間の定めのない勤務ということ。

(注3)「常時複数」とは、指導員が常に複数配置されているということであり、子どものいる時間帯はもちろん打ち合わせなどの時間も含めての「常時」ということ。

3 適正規模について

学童保育を適正規模で整備する必要性を明記してください。その際、こども未来財団の研究報告にある「適正規模は30人で、定員を設ける場合は35人が許容範囲」や、全国学童保育連絡協議会の「40人を上限とする」を参考にしてください。

4 大規模の分離・分割について

大規模は分離・分割して適正規模にすることの必要性を明記してください。また、分離・分割は、「基礎的な毎日の生活を送る子ども集団」と「専任指導員」、「生活の場として専用施設」を確保して形で分離・分割が必要なことを明記し

てください。(これは補助金の交付の際にも明確にしてください)

5 対象学年について

適正規模や大規模の分離・分割を避けるために高学年の入所が制限されないように、「おおむね10歳未満」には高学年も対象であること、2001年12月20日の通知「放課後児童健全育成事業の対象児童について」にあるように、高学年の受入も促進することを明記してください。

6 開設日について

「年間250日以上」とする場合でも、「土曜日が実施されないことにならないよう、保護者の就労等も考慮すること」を明確にしてください。

7 学童保育の運営について

「適切な遊びを与えて」という表現や「活動内容」という表現を、「遊び及び生活の場を与えて」という法律の主旨をふまえて「生活の場」という視点を明確にした表現に改めてください。

8 指導員の仕事について

現実施要綱に「活動内容」としてあげている6点は、指導員が仕事としておこなうものである。また、同じく実施要綱に「家庭からの相談等地域の実情に応じた積極的な支援を行うよう努めなければならない」とあるが、指導員の仕事に、その6点を行うこととあわせて、保護者の働きながらの子育てを支援するという点も明確にしてください。

9 学童保育の開設時間について

開設時間は、平日は3時間以上、土曜日や長期休業日は8時間以上と明確にしてください。

10 その他の項目について

その他の項目についても、「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」を考慮して改善してください。

【資料－3】

「放課後子どもプランの推進について」の両局長通知（案）

「放課後子どもプラン」の基本的な考え方について

2月7日の開かれた「放課後子どもプラン全国地方自治体担当者会議」（都道府県・政令市・中核市の教育委員会生涯学習担当者と学童保育担当者を対象とした文部科学省と厚生労働省が合同で開催した説明会）で「放課後子どもプラン」の基本的な考え方を示す文部、科学省と厚生労働省の両局長名の通知（案）が出されました。

18 文科生第※号

雇児発第※号

平成19年※月※日

都道府県知事・都道府県教育委員会教育長
各 指定都市市長・指定都市教育委員会教育長 殿
中核市市長・中核市教育委員会教育長

文部科学省生涯学習政策局長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「放課後子どもプラン」の推進について

放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保するため、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、平成19年度から、総合的な放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」を創設することとし、その必要経費を平成19年度予算（案）に計上しております。

つきましては別紙のとおり放課後子どもプランの基本的な考え方を定めたので平成19年度からの効果的かつ円滑な実施にご配慮いただくとともに、管内・城内市町村、市町村教育委員会に対しまして周知徹底いただきますようお願いいたします。

（別紙） 「放課後子どもプラン」の基本的な考え方

1 目的

地域社会の中で、放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、市町村（特別区を

含む。以下同じ)において、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則として、全小学校区において、文部科学省「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策事業(放課後子どもプラン)を推進する。

2 定義

「放課後子どもプラン」は市町村が策定する総合的な放課後対策事業の「事業計画」(後述)と同計画に基づく「事業」を総称する概念である。この「事業」は、市町村が実施する「放課後子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」で構成される。

3 実施主体

放課後子どもプランの事業計画の策定主体は、市町村とするが、同計画に基づく「放課後子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」の実施については、市町村、社会福祉法人、その他の者が行うものとする。

4 事業経費

(1) 国において「放課後子ども教室」及び「放課後児童クラブ」の両事業を「放課後子どもプラン推進事業」(案)として、補助金交付要綱を一本化し、都道府県・指定都市・中核市に交付する。

(2) 都道府県においては、(1)に準じて一つの補助金交付要綱を作成し、市町村(指定都市及び中核市を除く)からの申請の受付、補助金の交付等を教育委員会が一括して事務処理を行うことが望ましい。

5 事業計画の策定

(1) 事業計画の策定、

各市町村においては、域内の全小学校区において総合的な放課後対策事業の実施を図るため、放課後子どもプランの事業計画(例:〇〇市放課後子どもプラン)の策定に努めるものとする。事業計画には、おおむね以下の事項を盛り込むこととする。

① 市町村全体として盛り込む事項

- ・教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策について
- ・当該市町村における放課後対策事業の運営委員会の設置について

② 小学校区毎に盛り込む事項

- ・放課後対策事業の利用者数の見込みについて
- ・平成21年度までの放課後対策事業の実実施計画について
- ・現に児童館や公民館などの小学校外で実施している取組と小学校内で実施している取組との具体的な連携方策について

(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村(都道府県)行動計画との関係

市町村(都道府県)においては、次世代育成支援対策推進法に基づき平成21年度までの市町村(都道府県)行動計画を策定しているが、事業計画の内容が、行動計画を前倒しで実施するものであったり、行動計画を上回るものであったりすることも考えられるこの場合、行動計画の変更は必ずしも必要としないこととし、放課後対策事業は、事業計画に基づき実施するものとする。

なお、平成21年度までの行動計画において、既に小学校区毎の放課後対策事業の実施が位置付けられている場合は、それに基づいて事業計画を策定するものとする。

6 都道府県等の体制及び役割等

都道府県等においては、実施主体である市町村において円滑な取組促進が図られるよう、以下のような支援を実施するものとする。

(1) 放課後子どもプランの実施に当たって、域内全体で子どもの健全育成を支援するという観点から、各都道府県等に、行政関係者(教育委員会及び福祉部局)、学校関係者(小学)校の校長又は教頭等の代表、社会教育関係者(PTAや青少年関係団体等の代表)、福祉関係者、学識経験者等で構成される「推進委員会」を設置し、十分な意見聴取及び協力体制の構築を図ることとする。

(2) 上記「推進委員会」においては、放課後対策事業の実施方針、安全管理方策、広報活動方策、指導者研修の企画、事業実施後の検証・評価等、域内における放課後対策の総合的な在り方を検討し、域内の各市

町村を支援するものとする。

- (3) 域内の各市町村が実施する放課後対策事業に関わるコーディネーターや安全管理員、放課後児童指導員等の事業関係者の資質向上や情報交換・情報共有を図るための研修を合同で開催し、市町村を支援するものとする。
- (4) 都道府県等においては、基本的に教育委員会が主管部局となり、福祉部局と連携しつつ放課後子どもプランを推進することとする。なお、都道府県等の実情に応じて福祉部局が主管部局となっても差し支えないこととする。
- (5) 都道府県等の主管部局は、推進委員会の事務局、研修会の開催、国への補助金申請事務等の業務を行うがその実施に当たっては、福祉部局又は教育委員会と事前の調整等緊密な連携を図るものとする。

7 市町村の体制及び役割等

市町村においては、放課後子どもプランを策定し、小学校区毎の円滑な放課後対策事業を実施する。

- (1) 放課後子どもプランの実施に当たって、効果的な事業運営を検討する観点から、各市町村に、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者（小学校の校長又は教頭等の）代表、放課後児童クラブ関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、PTA関係者、地域住民等で構成される「運営委員会」を設置し、十分な意見聴取及び協力体制の構築を図ることとする。
- (2) 上記「運営委員会」においては、事業計画、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、活動プログラムの企画、事業実施後の検証・評価等を検討する。
- (3) 市町村においては、基本的に教育委員会が主管部局になり、福祉部局と連携しつつ放課後子どもプランを推進することとする。なお、市町村の実情に応じて福祉部局が主管部局となっても差し支えないこととする。
- (4) 市町村の主管部局は、運営委員会の事務局、事業計画の策定、都道府県への補助金の交付申請事務、放課後対策事業の実施等の業務を行うが、その実施に当たっては、福祉部局（又は教育委員会）と事前の調整等、緊密な連携を図るものとする。

8 市町村における事業の実施（教育委員会と福祉部局との連携等）

(1) 小学校内における実施等

- ① 放課後子どもプランは小学校内で行うことを基本とし、このため、事業計画の策定に当たっては、できる限り余裕教室の利用や小学校敷地内での実施を検討する。
また、校庭、体育館、図書室、保健室の使用など、学校諸施設の弾力的な活用に努めることとする。
- ② なお、現に公民館や児童館など小学校外で事業を行っている場合であって、特段の支障が生じていない場合は、引き続き当該施設等での実施も差し支えないこととする。
- ③ 子どもの様子の変化や小学校の下校時刻の変更などに十分対応できるよう、教職員と事業関係者との間で迅速な情報交換を行うなど、十分な連携に努めること。

(2) コーディネーターの配置

各小学校区毎に放課後対策事業の総合的な調整役としてコーディネーターを配置し、事業の円滑な実施を図るための調整を行うこととする。

また、コーディネーターは、保護者等に対する参加の呼びかけ、学校や関係機関・団体等との連絡、調整、ボランティア等の地域の協力者の確保・登録・配置、活動プログラムの企画・策定等を行うこととする。

(3) 様々な活動機会の提供

「放課後子ども教室推進事業」の中では、学習活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の様々な活動機会の提供を推進することとする。その際には「放課後児童健全育成事業」の対象児童に対しても、その機会が提供できるようにコーディネーターをはじめ、事業関係者の間において、十分な調整に努めるものとする。

(4) 放課後児童健全育成事業の対象児童に対する配慮

放課後子どもプランを実施するに当たって、「放課後児童健全育成事業」の対象児童に対しては現在と同様のサービスを提供することとする。

<サービスの内容例>

- ・適切な指導員の配置
- ・専用のスペースの確保
- ・保護者の就労状況を考慮した開設日数、開所時間の確保（原則として授業日及び長期休業日等（年間250日以上）は開所。授業日は3時間以上、長期休暇時は8時間以上開所（概ね18時まで）すること）
- ・出欠確認をはじめとする子どもの安全確認の実施
- ・家庭との日常的な連絡、情報交換等の実施等

【資料－4】

18文科生第587号
雇児発第0330039号
平成19年3月30日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

文部科学省生涯学習政策局長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「放課後子どもプラン」の推進について

子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱」を定め平成19年4月1日より実施することとしたので通知する。

別紙

放課後子どもプラン推進事業実施要綱

1 目的

少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化及び家庭や地域の子育て機能・教育力の低下など、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援することを目的とする。

2 事業の内容

この要綱において、次の事業を放課後子どもプラン推進事業とする。

- (1) 放課後子ども教室推進事業等（内容については、別添1のとおり）
 - I 放課後子ども教室推進事業
 - II 放課後子ども教室備品整備事業
 - III 放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業
- (2) 放課後児童健全育成事業等（内容については、別添2のとおり）
 - I 放課後児童健全育成事業
 - II 放課後子ども環境整備事業（放課後児童クラブ未実施小学校区緊急解消等事業）
 - III 放課後児童クラブ支援事業
 - IV 放課後児童指導員等資質向上事業

3 事業の実施方法等

各事業の実施については、別添1及び2に定めるところによるものとする。

別添1 放課後子ども教室推進事業等実施要綱

I 放課後子ども教室推進事業

1 趣旨

全国の小学校区において、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）等とし、事業の一部を適当と認められる社会教育団体等に委託して行うことができるものとする。

3 対象とする子どもの範囲

本事業の子どもの範囲は地域の子ども全般を対象としているものであり、幼児、児童生徒の一部のみを対象とするものではないが、主な対象は小学生である。

4 運営

本事業の運営は、次により実施するものとする。

(1) 放課後子ども教室の実施

- ① 本事業の実施に当たっては、子どもたちの安全管理を図る者（以下「安全管理員」という。）を配置することとし、その選任に当たっては、子どもたちの健全育成に情熱を持つ地域の信頼できる者が望ましいこと。
- ② 本事業の実施に当たっては、学ぶ意欲のある子どもたちに対して、学習機会を提供する取組の充実を図る者（以下「学習アドバイザー」という。）を配置することとし、その選任に当たっては、地域のニーズに配慮しつつ、学習の内容に応じて、子どもたちの健全育成に情熱を持つ地域の信頼できる者が望ましいこと。
具体的には、教職を目指す大学生や退職教員、社会教育団体関係者、民間教育事業関係者等、地域で活躍している様々な分野の方々が考えられる。
- ③ 本事業は、基本的に、小学校施設（教室や余裕教室、校庭、体育館等）を活用して実施すること。
なお、地域の実情に応じて、公民館等の社会教育施設、中学校等、子どもたちが安全・安心して多様な活動が可能な場所で実施できるものとする。
- ④ 本事業は、概ね年間を通じて、放課後や週末、長期休業日に継続的に実施することとするが、地域の実情や活動内容及び従来の活動実績を踏まえ、実施主体が判断するものとする。
- ⑤ 本事業の実施に当たっては、より多くの地域の方々の参画（無償ボランティアを含む。）を得て実施することにより、地域ぐるみで子どもを育む環境づくりに努めるものとする。
- ⑥ 本事業の子どもの参加人数については、地域の実情や活動内容に実施主体が判断するものとする。
ただし、居住の別や国公立の学校種別等の制限を設けることなく、地域の実情に応じて、できる限り多くの子どもたちが参加できるように配慮すること。
- ⑦ 本事業の実施に当たっては、障害を有する子どもたちに対しても、放課後や週末等における活動の場として活用されることが望ましいことから、障害を有する子どもたちが本事業に参加する場合は、個々の状況に配慮した活動を行うために、人的体制の確保等の適切な措置を必要に応じて講ずること。
- ⑧ 本事業を円滑に実施する観点から、都道府県、指定都市及び中核市が実施する安全管理員、学習アドバイザー等を対象とした研修への積極的な参加に努めること。

(2) 運営委員会の設置

- ① 市町村（指定都市、中核市を除く。）は、域内の放課後子ども教室推進事業及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（以下「放課後対策事業」という。）の運営方法等を検討する運営委員会を設置すること。
- ② 運営委員会では、事業計画の策定、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、活動プログラムの企画、事業実施後の検証・評価等について検討すること。
- ③ 運営委員の選定にあたっては、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、放課後児童クラブ関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、PTA関係者及び域内の地域住民等の方々を、各地域の実情に応じて適宜選定すること。
- ④ 運営委員会の開催については、年間を通じて時期の偏りがないよう定期的に開催することに努めること。

(3) コーディネーターの配置

- ① 市町村は、各小学校区毎に、放課後対策事業の総合的な調整役を担う者（以下「コーディネーター」という。）を配置することとし、その選任に当たっては、各地域の中心的な役割を担い、学校関係者、放課後子ども教室・放課後児童クラブ関係者、地域の団体、保護者等と良好な関係を保ち、定期的に連絡調整を行うことが可能な、子どもたちの健全育成に情熱を持つ地域の信頼できる者が望ましいこと。
具体的には、生涯学習インストラクターや民生委員・児童委員等地域に根ざした活動を長年行っている方々が考えられる。
- ② コーディネーターは、本事業と放課後児童クラブとの連携についての調整を図ることのほか、保護者等に対する参加の呼びかけ、学校や関係機関・団体等との連絡調整、地域の協力者の確保・登録・配置、活動プログラムの企画等を行うこと。

(4) 共通事項

- ① 市町村は、基本的に教育委員会（学校教育や学校安全主管課を含む。）が主導して、福祉部局との連携を図り、学校、PTA、自治会など地域全体の協力を得て、本事業の実施にあたるものとする。
- ② 市町村は、総合的な放課後対策事業を推進する観点から、放課後児童クラブと一体的あるいは連携して、域内の子どもたちの本事業への参加促進に努めること。

5 事業の内容

本事業においては、次の内容・機能を有するものとする。

- (1) 放課後や週末等における地域の子どもの安全・安心な活動拠点（居場所）の確保
- (2) 地域の様々な資質を有する多くの大人の参画を得て、子どもたちに、様々な体験・交流・学習活動の機会を提供
- (3) 様々な体験・交流・学習活動を通して、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性の涵養
- (4) 地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実
- (5) その他子どもたちが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動

6 費用

- (1) 国は、上記2～5の要件を満たす次の事業に対して補助するものとする。

- ① 市町村（指定都市、中核市を除く。）が直接実施する事業又は他の団体等に委託して実施する事業に対して、都道府県が補助する事業

- ② 指定都市、中核市及び都道府県が実施する事業又は委託して実施する事業

- (2) 本事業の事業費を積算する際は、以下の基準に基づき事業費を計上すること。

① 放課後子ども教室運営費

- ・安全管理員、学習アドバイザーの配置人数については、国の予算積算を参考に、各地域の放課後子ども教室の実情（開催日数や参加人数等）に応じて、真に必要な人数とすること。

- ・安全管理員、学習アドバイザーの謝金単価については、国の予算積算を参考に、各地方公共団体の会計基準に基づく単価を設定しても差し支えない。ただし、それぞれの1人1時間あたりの謝金単価は、安全管理員720円、学習アドバイザー1,080円までを上限として積算すること。

なお、特別な催し物を実施するための講師等の謝金単価設定については、経常的に行われないものと解し、この金額に依らなくても差し支えない。

- ・謝金以外の経費については、通信運搬費、印刷製本費、教材費、事業関係者の保険料、消耗品費等が考えられるが、国の予算積算を参考に、各地域の実情に応じた教室の運営に必要な経費を適宜積算すること。

ただし、おやつ等の飲食物代や、子どもたちの実費相当の保険料・材料費代は除く。

- ・4(1)①に基づき、放課後子ども教室の開設日数について、最低実施日数の考え方はとらないものとする。

② 運営委員会経費

- ・運営委員会の経費については、委員等謝金・旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費等が考えられるが、国の予算積算を参考に、各地方公共団体の実情に応じて、必要な経費を適宜積算すること。

ただし、飲食物費（当該地方公共団体が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は除く。

③ コーディネーター経費

- ・コーディネーターの配置人数については、国の予算積算を参考に、各地方公共団体（小学校区数の多寡等）の実情に応じて、真に必要な人数を配置すること。

- ・コーディネーターの謝金単価については、国の予算積算を参考に、各地方公共団体の会計基準に基づく単価を設定しても差し支えない。

ただし、1人1時間あたりの謝金単価は、1,440円までを上限として積算すること。

II 放課後子ども教室備品整備事業

1 趣旨

放課後子ども教室を実施する場合において、余裕教室等の施設を放課後子ども教室用のスペースに整備するため、必要な備品を設置し、放課後子ども教室運営の円滑かつ速やかな実施を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）等とする。

3 事業の対象

Iに基づく放課後子ども教室推進事業を新たに実施するため、施設（放課後子ども教室用のスペース）に必要な設備の整備（備品の購入）を行う事業で、既存施設の改修を伴わないものに限る。

4 対象事業の制限

- (1) 本事業について、当該年度に I の放課後子ども教室を実施しないところは対象外とすること。
- (2) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とはならないこと。
- (3) 改修を伴う設備の整備は、本事業の対象とはならないこと。
- (4) 本事業は、1 放課後子ども教室につき 1 回限りとする。

5 費用

- (1) 国は、上記 2～4 の要件を満たした次の事業に対して補助するものとする。
 - ① 市町村（指定都市、中核市を除く。）が実施する事業に対して都道府県が補助する事業
 - ② 指定都市、中核市及び都道府県が実施する事業
- (2) 本事業の事業費を積算する際は、以下に基づき事業費を計上すること。
 - ① 具体的な備品については、以下のようなものが考えられるが、各地方公共団体の実情に応じて、放課後子ども教室を実施するスペースの整備に必要な備品を適宜積算すること。
 - ② 1 放課後子ども教室あたりの単価については、国の予算積算を参考に、各地域の放課後子ども教室の実情（開催日数や参加人数等）に応じて、計上して差し支えない。

【開設備品の例】

カーペット、ロッカー、保管庫（事務資料用）、ノートパソコン、プリンター、テレビ、エアコン（取付費含む）、折りたたみ座卓、事務用机・椅子、冷蔵庫、スポーツ用具（ボールかご等）など

Ⅲ 放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業

1 趣旨

都道府県、指定都市及び中核市において、域内の放課後子ども教室推進事業及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（以下「放課後対策事業」という。）の総合的な在り方の検討を行うための推進委員会の設置を行うとともに、域内で実施される放課後対策事業に関わるコーディネーターや安全管理員等の事業関係者の資質向上や情報交換等を図るための研修を行い、放課後子どもプランの推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とし、事業の一部を適当と認められる社会教育団体等に委託することができるものとする。

3 運営

本事業の運営は、次により実施するものとする。

(1) 推進委員会の設置

- ① 都道府県等は、域内の総合的な放課後対策事業の在り方を検討する推進委員会を設置する。
- ② 推進委員会では、放課後対策事業の実施方針、安全管理方策、広報活動方策の策定や、指導者研修の企画、事業実施後の検証・評価等を行うこと。また、指定都市、中核市が設置する推進委員会においては、事業計画の策定、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、活動プログラムの企画等についても行うこと。
- ③ 推進委員の選定にあたっては、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、社会教育関係者、福祉関係者、学識経験者等を、各地域の実情に応じて適宜選定すること。
- ④ 推進委員会の開催については、年間を通じて時期の偏りがないよう定期的に開催するよう努めること。

(2) コーディネーター研修の実施

都道府県等は、域内の市町村が各小学校区毎に配置するコーディネーターに対して、放課後対策事業の現状や放課後子どもプラン関係施策の概要、ボランティア等の地域の協力者の人材確保策等の資質向上を図るための講義等の開催や、他の放課後子どもプラン事業関係者との情報交換・情報共有を図るための研修を実施すること。

(3) 安全管理員等研修の実施

都道府県等は、域内の市町村が実施する放課後対策事業に関わる安全管理員や学習アドバイザー等に対して、安全管理方策、子どもとの接し方、活動プログラムの企画・実施方策等の資質向上を図るための講義等の開催や、他の放課後子どもプラン事業関係者との情報交換・情報共有を図るための研修を実施すること。

4 留意事項

放課後児童健全育成事業の担当者に対する研修を併せて実施する場合には、放課後子ども教室推進事業及び放課後児童クラブそれぞれの担当者又は指導員等が両研修を相互に受講できるよう連携を図るとともに、両研修内容の整合性や日程等にも配慮すること。

5 費用

- (1) 国は、上記2～4の要件を満たした都道府県等が実施する事業に対して補助するものとする。
- (2) 本事業の事業費を積算する際は、以下の基準に基づき事業費を計上すること。

① 推進委員会経費

推進委員会の経費については、委員等に対する謝金・旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費等が考えられるが、国の予算積算を参考に、各地方公共団体の実情に応じて必要な経費を適宜積算すること。

ただし、飲食物費（当該地方公共団体が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は除く。

② コーディネーター研修経費・安全管理員等研修経費

コーディネーター研修経費・安全管理員等研修経費については、講師謝金・旅費、印刷製本費、会場借料、消耗品費等が考えられるが、国の予算積算を参考に、各地方公共団体の実情に応じて必要な経費を適宜積算すること。

ただし、飲食物費（当該地方公共団体が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は除く。

別添2

放課後児童健全育成事業等実施要綱

I 放課後児童健全育成事業

1 趣旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、法第34条の7の規定に基づき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、社会福祉法人その他の者（以下「市町村等」という。）とする。

3 対象児童

本事業の対象児童は、法第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年に就学している児童であり、その他健全育成上指導を要する児童（特別支援学校の小学部の児童及び小学校4年生以上の児童）も加えることができるものであること（以下「放課後児童」という。）。)

4 運営

本事業の運営は、次により行うものであること。

- (1) 本事業の実施に当たっては、遊びを主として放課後児童の健全育成を図る者（以下「放課後児童指導員」という。）を配置し、放課後児童を受け入れるものであること。
- (2) 放課後児童指導員の選任に当たっては、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましいこと。
- (3) 本事業は、放課後児童の就学日数、地域の実情等を考慮し、年間250日以上開所すること。（ただし、平成21年度までは、特例として200日以上でも国庫補助の対象とする。）
また、開所時間については、1日平均3時間以上とすること。ただし、長期休暇期間などについては、子どもの活動状況や保護者の就労状況等により、原則として1日8時間以上開所すること。
- (4) 本事業は、小学校の余裕教室や小学校敷地内の専用施設のほか、児童館、保育所や団地の集会室などの社会資源を活用して実施すること。
なお、同じ建物内で、別添に基づく放課後子ども教室推進事業（以下、「放課後子ども教室推進事業」という。）など、すべての子どもを対象とした活動拠点（居場所）の提供を併せて行う場合には、放課後児童のために間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。
- (5) 子どもの情緒の安定や事故防止を図る観点から、1クラブ当たりの放課後児童の人数が一定規模以上になった場合には、分割を行うなど適正な人数規模のクラブへの転換に努めること。（ただし、平成21年度までは、経過措置として1クラブ当たりの児童数が71人以上の場合も国庫補助の対象とする。）
- (6) 本事業は、法第6条の2第2項及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第1条の規定に基づき、利用する放課後児童の健全な育成が図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を備える等により実施されなければならないものであり、その活動に要する遊具、図書及び児童の所持品を収納するためのロッカーの他、生活の場として必要なカーペット、畳等を備えること。
- (7) 本事業の実施に当たっては、家庭や放課後子ども教室推進事業の担当者及び関係機関との連携を図ること。
- (8) 本事業の実施に当たっては、子どもの様子の変化や小学校の下校時刻の変更などに十分対応できるよう、小学校の

教職員との間で迅速な情報交換ができる体制を整備すること。

- (9) 本事業の実施に当たっては、地域における放課後児童の状況を的確に把握するとともに法第56条の6第2項の規定に基づき、本事業を行う他の者との相互連携、放課後児童及びその家庭からの相談等地域の実情に応じた積極的な支援を行うように努めなければならないこと。
- (10) 本事業の実施に当たっては、本事業の加入申込み等に係る書類について、所定の様式を定め整備すること。
- (11) 本事業の実施に当たっては、児童の安全管理、生活指導、遊びの指導等について、放課後児童指導員の計画的な研修を実施するものとし、また児童館に勤務する児童厚生員の研修や放課後子ども教室推進事業の担当者研修との連携を図ること。また、都道府県においても、同様に放課後児童指導員の計画的な研修を実施すること。
- (12) 市町村は、児童の保護者、児童委員、民間の児童健全育成ボランティア等の協力を得て本事業の支援に当たるものとする。
- (13) 市町村は、法第21条の10の規定に基づき、放課後児童の本事業の利用に関する相談及び助言、地域の実情に応じた本事業の実施及び本事業を行う者との連携等により、放課後児童の本事業の利用の促進に努めなければならないこと。

5 事業の内容

本事業は、次の内容・機能を有するものとする。

- (1) 放課後児童の健康管理、情緒の安定の確保
- (2) 出欠確認をはじめとする放課後児童の安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確保
- (3) 放課後児童の活動状況の把握
- (4) 遊びの活動への意欲と態度の形成
- (5) 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
- (6) 連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
- (7) 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- (8) その他放課後児童の健全育成上必要な活動

6 留意事項

- (1) 本事業は、その目的を異にするスポーツクラブや塾等、その他公共性に欠けるものについては対象としないものであること。
- (2) 本事業の実施主体は、政治的又は宗教上の組織に属さないものであること。

7 費用

- (1) 国は、上記2～6の要件を満たした次の事業（放課後児童が10人以上に限る。ただし、開設日数が200～249日の場合は、放課後児童が20人以上に限る。）に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
 - ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
 - ② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業
- (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を、保護者から徴収することができるものとする。

Ⅱ 放課後子ども環境整備事業（放課後児童クラブ未実施小学校区緊急解消等事業）

1 趣旨

新たに放課後児童健全育成事業を実施するための施設（放課後児童クラブ）を設置するため、既存の小学校の余裕教室等の改修等や必要な設備の整備などの環境整備を行うことにより、放課後児童クラブの設置促進等を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3 対象事業

- (1) 放課後児童クラブ設置促進事業
 - I に基づく放課後児童健全育成事業（以下、「放課後児童健全育成事業」という。）を新たに実施するための施設の設置に必要な、小学校の余裕教室等の既存施設の改修、設備の設置や修繕、備品の購入を行う事業。
- (2) 放課後児童クラブ環境改善事業
放課後児童健全育成事業を新たに実施するための施設の設置に必要な、既存施設の改修を伴わない設備の整備（備品の購入等）のみを行う事業。
- (3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業
既存の放課後児童健全育成事業を実施する施設において、障害児を受け入れるために必要な改修、設備の設置や修繕、

備品の購入を行う事業。

4 対象事業の制限

- (1) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とはならないこと。
- (2) 既存の事業実施施設の破損や老朽化等に伴う改修や修繕は、本事業の対象とはならないこと。
- (3) 3の(1)及び(2)の事業については、1施設につき1回限りとする。ただし、既存の放課後児童クラブを分割して、適正な人数規模のクラブとして実施する場合には、この限りでないこと。
また、対象施設は、当該年度中または翌年度4月1日に事業を実施するもののみであること。
- (4) 3の(3)の事業については、受け入れる障害児の障害の種類や程度等によっては、同一施設において複数回、実施することも可能であること。
また、対象施設は、当該年度中又は翌年度に障害児の受入を予定しているもののみであること。

5 費用

国は、次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

- (1) 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業
- (2) 指定都市及び中核市が実施する事業

Ⅲ 放課後児童クラブ支援事業

1 趣旨

放課後児童健全育成事業を実施するための施設（放課後児童クラブ）へのボランティアの派遣や放課後児童指導員の健康診断等を行うことにより、放課後児童クラブの円滑な事業実施に資するとともに、放課後子どもプランの推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3 事業内容

実施主体は、次の何れかの事業を実施するものとする。

(1) ボランティア派遣事業

児童が地域の様々な人々と関わり合うことは、児童の成長・発達において重要であることから、市町村が、伝統的技術や自然体験の技術などを持つボランティアの登録率簿を作成し、以下の①～④の何れかの事業を実施するために放課後児童クラブへ派遣する。

① 伝承遊び等事業

お手玉、けん玉、あやとり、民謡、太鼓、囲碁、将棋、カルタ遊び、工作、折り紙などの遊びの指導を実施する事業。

② 自然等体験事業

田植え、畑づくり、地域のお祭りへの参加、草木や野鳥や昆虫などの自然観察などの体験活動を実施する事業。

③ 巡回派遣事業

障害児と健全児の関わり合いなど、放課後児童クラブを行うに当たって配慮が必要な児童への生活指導等を行う放課後児童指導員に対する援助を実施する事業。

④ 長期休暇派遣事業

長期休暇期間において、利用時間が長くなることや一時的に利用する児童の増加などに配慮して生活指導等を行う放課後児童指導員に対する援助を実施する事業。

(2) 放課後子どもプラン実施支援等事業

放課後児童クラブ未実施市町村に取組を促し、放課後子どもプランの円滑な策定・実施が図られるよう、以下の①～⑤の事業を実施する。

① 人材確保のための研修等

新たに放課後児童指導員を希望する者等に対する研修の実施、研修受講者の名簿への掲載・登録、他自治体で実施しているクラブの見学・実習の実施

② 地区別運営委員会の設置・開催

各小学校区内での実施場所の選定・確保、具体的な連携方法や活動内容等を検討する運営委員会の設置・開催

③ 広報啓発

「放課後子どもプラン」の実施に向けたリーフレットの作成などの広報活動

④ その他

その他「放課後子どもプラン」の推進に資する取組

(3) 放課後児童の衛生・安全対策事業

感染症罹患等の有無を発見するため、民営の放課後児童クラブに従事する放課後児童指導員に対する健康診断を行う。

4 留意事項

(1) 3の(1)の実施に当たって同じ小学校で放課後児童クラブと別添1に基づく放課後子ども教室推進事業を実施する場合は、ボランティアの効果的な活用を図ること。

(2) 3の(3)の実施に当たっては、感染症等にかかる健康診断について既存の制度等を活用するなどして柔軟に実施すること。

5 費用

国は、次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

(1) 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

(2) 指定都市及び中核市が実施する事業

IV 放課後児童指導員等資質向上事業

1 趣旨

放課後児童指導員等に対して必要な知識及び技術の習得のための研修を行うことにより、指導員等の資質の向上及び放課後子どもプランの円滑な実施を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、政令指定都市及び中核市とする。ただし、事業の全部又は一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人、財団法人及び特定非営利活動法人等に委託することができるものとする。

3 研修対象者

(1) 1に基づく放課後児童健全育成事業を実施するための施設（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童指導員及び放課後児童クラブの活動に関わるボランティアなど

(2) 別添1に基づく放課後子ども教室推進事業の担当者及び事業が円滑に運営されるためにこれらの者と連携・協力をを行う学校の教職員など

4 事業内容

児童の安全管理、生活指導、遊びの指導及び障害児など特に配慮が必要な児童に対する指導技術に関する研修、並びに放課後子どもプランの円滑な実施や実施に当たっての留意点等に関する研修を実施。

5 留意事項

放課後子ども教室推進事業の担当者に対する研修を併せて実施する場合には、放課後子ども教室推進事業及び放課後児童クラブそれぞれの担当者又は指導員等が両研修を相互に受講できるよう連携を図るとともに、両研修内容の整合性や日程等にも配慮すること。

6 費用

都道府県、政令指定都市及び中核市が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。

【資料－5】

18 文科生第586号
厚生労働省発雇児第0330019号
平成19年3月30日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

文部科学事務次官
厚生労働事務次官

放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について

子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱」を定め平成19年4月1日より実施することとしたので通知する。

別紙 放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱

(通 則)

- 1 放課後子どもプラン推進事業費の国庫補助については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号以下「法」という補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）及びこの交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進することを目的とする。なお、放課後児童健全育成事業等（平成19年3月30日18文科生第587号、雇児発第0330039号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2に基づく事業）については、併せて、児童手当法（昭和46年法律第73号）第29条の2に規定する児童育成事業として、児童の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、以下の(1)～(7)の事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として(1)～(3)については文部科学大臣が(4)～(7)については、厚生労働大臣が認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 放課後子ども教室推進事業

平成19年3月30日18文科生第587号、雇児発第0330039号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添1のⅠに基づき市町村（特別区を含み、指定都市、中核市を除く。以下同じ。）が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。

(2) 放課後子ども教室備品整備事業

平成19年3月30日18文科生第587号、雇児発第0330039号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添1のⅡに基づき市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。

(3) 放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業

平成19年3月30日18文科生第587号、雇児発第0330039号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添1のⅢに基づき都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。

(4) 放課後児童健全育成事業

平成19年3月30日18文科生第587号、雇児発第0330039号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2のⅠに基づき市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。

(5) 放課後子ども環境整備事業（放課後児童クラブ未実施小学校区緊急解消等事業）

平成19年3月30日18文科生第587号、雇児発第030039号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2のⅡに基づき市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。

(6) 放課後児童クラブ支援事業

平成19年3月30日18文科生第587号、雇児発第0330039号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2のⅢに基づき市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。

(7) 放課後児童指導員等資質向上事業

平成19年3月30日18文科生第587号、雇児発第0330039号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2のⅣに基づき都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。

(4) 以下省略

[註：下線は、事務局で付加しました。]

別表

	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
地域子ども教室推進事業等	放課後子ども教室推進事業費等	1 放課後子ども教室推進事業（放課後子ども教室）費 （1）放課後子ども教室運営費 （2）運営委員会経費 （3）コーディネーター経費 市町村が地域の実情に応じて積算し、文部科学大臣が認めた額	放課後子ども教室の運営に必要な経費（当該自治体で認める会議費以外の飲食物費を除く。）	1 / 3
		2 放課後子ども教室備品整備事業費 市町村が教室の開設に必要とする金額を積算し、文部科学大臣が認めた額	放課後子ども教室開設のための備品の整備に必要な経費（施設整備費に該当するものは除く。）	
	放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業費	3 放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業費 （1）推進委員会経費 （2）コーディネーター研修経費 （3）安全管理員等研修経費 都道府県・指定都市・中核市が地域の実情に応じて積算し、文部科学大臣が認めた額	放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業に必要な経費（当該自治体で認める会議費	
放課後児童健全育成事業等	放課後児童健全育成事業費等	1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）費 （1）開設日数 250 日以上 ① 1 クラブ（年間平均児童数 10～19 人）当たり年額 990,000 円× 在所数 ② 1 クラブ（年間平均児童数 20～35 人）当たり年額 1,612,000 円× 在所数 ③ 1 クラブ（年間平均児童数 36～70 人）当たり年額 2,408,000 円× 在所数 ④ 1 クラブ（年間平均児童数 71 人以上）当たり年額 3,204,000 円× 在所数 ⑤ 開設日数加算額（原則として 1 日 8 時間以上開所する場合） 13,000 円× 251 日～300 日までの 250 日を超える日数 ⑥ 長時間開設加算額（1 日 6 時間を超え、18 時を越えて開設する場合） 1 クラブ当たり年額 309,000 円× 在所数 ⑦ 障害児受入推進費額（障害児を受入れる場合） 1 クラブ当たり年額 687,000 円× 在所数 （2）特例分（開設日 200～249 日） ① 1 クラブ（年間平均児童数 20 人以上）当たり年額 1,611,000 円× 在所数 ② 長時間開設加算額（1 日 6 時間を超え、18 時を越えて開設する場合） 1 クラブ当たり年額 296,000 円× 在所数	放課後児童クラブの運営に必要な経費（飲食物費を除く。）	1 / 3
		2 放課後子ども環境整備事業費 （1）放課後児童クラブ設置促進事業 1 事業当たり 7,000,000 円 （2）放課後児童クラブ環境改善事業 1 事業当たり 1,000,000 円 （3）放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1 事業当たり 1,000,000 円	放課後子ども環境整備事業に必要な経費	
		3 放課後児童クラブ支援事業費 （1）ボランティア派遣事業 1 事業当たり年額 441,000 円× 事業数 （2）放課後子どもプラン実施支援等事業 1 市町村当たり年額 750,000 円 （3）放課後児童等の衛生・安全対策事業 1 市町村当たり年額 584,000 円	放課後児童クラブ支援事業に必要な経費	
	放課後児童指導員等質向上事業費	4 放課後児童指導員等資質向上事業費 都道府県、指定都市、中核市 1 か所当たり年額 1,000,000 円	放課後児童指導員等資質向上事業に必要な経費	

文部科学省の説明から、全国連協で作った「放課後子どもプラン」イメージ図

補助金の流れ



文部科学省の補助金

総額	411億円	国負担分	137億円
		内訳	事業費 86億円
			初度調弁費 33億円
			その他 18億円
			推進協議会運営費 (都道府県、市町村)
			コーディネーター費用 (4000人)
			安全管理員等の研修費

*厚生労働省は特別会計なのでいっしょにすることはできない。ふたつの補助金の流れはひとつにはできない。(補助金の相互利用もできない)

【参考－1】

「全国学童保育連絡協議会」2006年5月現在の実態調査から

(1) 今回の調査でわかったこと

- 学童保育数は15,858か所になった
昨年と比べて549か所増えている
1998年の法制化以降では、6200か所増えている
- 入所児童数は急増しており、68万人の子どもが利用している
2003年(53万人)と比べて15万人増えている
- まだまだ足りず、整備が遅れているために大規模化が進行
3割以上の小学校区には、まだ設置されていない
学童保育の設置が入所希望数の増加に追いついていない
子どもに負担を強いる大規模学童保育が激増している
(71人以上が2000か所に増え、そのうち100人以上も400か所ある)

学童保育数と入所児童数の推移

(全国学童保育連絡協議会)

年	学童保育数	入所児童数(人)	備考
1993	7,516	231,500	
1998	9,627	333,100	1997年児童福祉法改正、1998年施行 1993年からの5年間で学童保育数は2100か所増加、 入所児童数は10万人増加
2003	13,797	538,100	1998年からの5年間で学童保育数は4200か所増加、入所 児童数は20万人増加
2006	15,858	683,476	2003年からの3年間で学童保育数は2000か所増加、入所 児童数は15万人増加

(2) 学童保育九州・沖縄の県別設置率

	都道府県	2006年 学童保育数	前年比	小学校数 (2005年)	設置率	2006学童保 育のある市 町村数	市町村数 (4月1日現 在)	市町村設置 率
40	福岡県	660	14	783	84.3%	66	69	95.7%
41	佐賀県	154	16	194	79.4%	23	23	100.0%
42	長崎県	193	5	416	46.4%	20	23	87.0%
43	熊本県	274	13	470	58.3%	42	48	87.5%
44	大分県	190	11	369	51.5%	16	18	88.9%
45	宮崎県	182	12	282	64.5%	25	31	80.6%
46	鹿児島県	258	8	609	42.4%	40	49	81.6%
47	沖縄県	208	-33	284	73.2%	23	41	56.1%
	合計	15,858	549	23,123	68.6%	1617	1,843	87.7%

(3) 学童保育が1か所もない市町村がまだ1割強あります

小学校数に対する設置率は、ようやく7割近くになったところです

小学校数 23,123校 学童保育設置率 68.6%

(小学校数は2005年5月1日、平成16年度版『文部科学統計要覧』より)

すべての市町村数との比較

市区町村数	779市	844町	197村	23区	合計 1843市区町村
学童保育のある市区町村数	776市	720町	98村	23区	合計 1617市区町村
割合(%)	99.60%	85.30%	49.70%	100%	87.7% (前年84.7%)

(4) 学童保育の運営主体・開設場所

●運営主体別の学童保育数(誰が運営しているのか)

運営主体別の数でみると、3年前および法制化された8年前と比べて、公営や父母会運営が減り、法人(私立保育園やNPO法人)や公社・社会福祉協議会が運営するところが増えています。

(注) 地域運営委員会の運営とは、地域の役職者(学校長、自治会長、民生・児童委員など)の方々と父母会の代表などで運営委員会を構成し、行政からの補助金の受け皿となって事業を運営する方式ですが、日常の運営は父母会がおこなっているところがほとんどです。

運営主体	1998年		2003年		2006年		2003年との比較
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合	か所数
公立公営	4,881	50.7%	6,549	47.5%	7,174	45.2%	625
公社や社会福祉協議会	775	8.1%	1,821	13.2%	2,057	13.0%	236
地域運営委員会	1,698	17.6%	2,094	15.2%	2,516	15.9%	422
父母会	1,746	18.1%	1,637	11.9%	1,378	8.7%	-259
法人等	349	3.6%	1,498	10.9%	2,501	15.8%	1,003
その他	178	1.9%	198	1.4%	232	1.4%	34
合計	9,627	100.0%	13,797	100.0%	15,858	100.0%	2,061

開設場所	1998年		2003年		2006年		2003年との比較
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合	か所数
学校施設内	3,800	39.5%	6,137	44.5%	7,392	46.6%	1,255
内訳(余裕教室)	1,970		3,518		4,125		
内訳(敷地内の独立専用施設)	1,502		2,107		2,722		
内訳(その他の施設を利用)	328		512		545		
児童館内	2,147	22.3%	2,442	17.7%	2,611	16.4%	169
その他の公的施設	1,441	15.0%	2,485	18.0%	2,833	17.9%	348
法人等の施設	463	4.8%	881	6.4%	1,132	7.1%	251
民家・アパート	1,256	13.0%	1,187	8.6%	1,256	8.0%	69
その他	520	5.4%	665	4.8%	634	4.0%	-31
合計	9,627	100.0%	13,797	100.0%	23,250	100.0%	9,453

●開設場所別の学童保育数 (どこで実施しているのか)

開設場所では、余裕教室が最も増えています。また、公共施設も活用され、全体として公設化が進展し、8割を越えています。

最も劣悪な環境にあるアパート・民家は毎年確実に減ってきているとはいえ、まだ全体の1割近くあります。民家・アパートの多い市町村は、横浜市(149)、大阪市(131)、札幌市(55)、名古屋市(51)、さいたま市(46)、函館市(19)、平塚市(19)、横須賀市(17)、前橋市(17)などです。

(5) 大きく立ち後れている条件整備(施設)

◆施設についての基準の定めがほとんどありません

厚生労働省調査では、なんらかの施設基準がある自治体は45自治体(全体の2%)

◆児童1人当たり2.73㎡では狭すぎます

2003年実態調査では、施設の平均床面積(生活する部屋、トイレ、台所等すべて含んだ広さ)が児童1人当たり2.73㎡とたいへん狭い実態です。

* 私たちが2003年6月に発表した提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」では、児童1人当たり5.5㎡は必要であるとして、以下のように試算しています。

定員40名の学童保育として考えた場合	
施設の広さ	220㎡(67坪) *児童1人当たり5.5㎡
	生活室・プレイルームが児童1人当たりそれぞれ1.98㎡
	その他の施設 1施設合計60㎡
	(トイレ8畳、事務室10畳、台所8畳、シャワー室2畳、玄関8畳)
	(参考) 保育所は「定員31・45人」では一人当たり7.2㎡が施設補助基準(2003年度)

◆ 私たちの提言（施設・設備について）

＜学童保育に必要な施設・設備＞

学童保育の施設・設備には、生活室、プレイルーム、静養室、事務室、トイレ、玄関、台所設備、手洗い場、足洗い場、温水シャワー設備などを設ける。

併設の場合でも生活室と静養室、事務室、台所設備は専用とする。

設備の状況（設置されている割合）（％）

設備	専用あり	他施設と共用	なし
生活室	83.2	14.5	2.3
台所設備	63.6	21.7	14.7
トイレ	50	45.1	4.9
電話	74.5	19.6	5.9
かばん置き場（個人ロッカー）	93.6	3.6	2.8
手洗い場	61.6	34.8	3.6
足洗い場	34.9	35.8	29.4
静養できる部屋またはコーナー	37.6	18.6	43.8
ホールなどの室内遊戯室	22.9	28.6	48.5
指導員の事務スペース	53.2	21.8	25
クーラー	55.8	10.2	34

3. 放課後児童健全育成事業の補助単価比較表（2007年度）

2006年度の補助単価		2006年度の補助単価		2007年度の補助単価				
		年間開設日数		281日の場合	増減	290日の場合	増減	200日～249日
	入所児童数	281日以上	200日～280日					
小規模	児童数10人～19人	1,131,000	なし	1,393,000	262,000	1,510,000	379,000	なし
基本分	児童数20人～35人	1,683,000	1,611,000	2,015,000	332,000	2,132,000	449,000	1,611,000 (同額)
大規模加算分（合計額）	児童数36人～70人	2,640,000		2,811,000	171,000	2,928,000	288,000	
	児童数71人以上	3,594,000		3,607,000	13,000	3,724,000	130,000	
長時間開設加算	長時間開設加算	309,000	296,000	309,000(同額)				296,000(同額)
障害児受入推進費	障害児受入推進費	687,000	なし	687,000(同額)				なし
市町村分	放課後児童クラブ等支援事業	(1)ボランティア派遣事業 1事業 当たり 441,000円 (2)放課後児童等の衛生・安全 対策事業 1市町村当たり 505,000円		(1)ボランティア派遣事業 1事業当たり 441,000 円(同額) (2)放課後子どもプラン実施支援等事業 1市町 村当たり年額750,000円(新規) (3)放課後児童等の衛生・安全 対策事業 1市 町村当たり584,000円(79000円増)				
都道府県分	健全育成推進事業	都道府県・政令市・中核市 1か 所当たり 6,000,000		放課後児童指導員等資質向上費 都道府県・指定都市・中核市1か所当たり 1,000,000円				

あまりに少ない学童保育の補助単価

保育所の約4,900億円(2003年度ベース)と比べて見ると……………

学童保育(2005年度)		保育所(2003年度ベース)		保育園と比べて学童保育は
施設数	15,309か所	施設数	22,231か所	約3分の2
入所児童数	約65万人	入所児童数	約187万人	約3分の1
指導員数	約5万人	保育士数	約43万人	約9分の1
1施設当たりの 国庫支出額	約56万円	1施設当たりの 国庫支出額	約2,200万円	約40分の1
児童1人当たり 予算額	約14,700円	園児1人当たり 予算額	約26万2,000円	約18分の1

全国学童保育連絡協議会 〒113-0033 東京都文京区本郷 2-26-13 TEL 03-3813-0477 FAX 03-3813-0765

http://www2s.biglobe.ne.jp/~Gakudou E-mail:zghrk@xui.biglobe.ne.jp

【参考－2】

都道府県別の学童保育所数（2006年5月現在）

		都道府県	2006年 学童保育数	前年比	小学校数 (2005年)	設置率	2006学童保 育のある市 町村数	市町村数 (4月1日現 在)	市町村設置 率
1	北海道	北海道	764	29	1,407	54.3%	147	180	81.7%
2	東北	青森県	237	7	401	59.1%	33	40	82.5%
3		岩手県	198	11	447	44.3%	32	35	91.4%
4		宮城県	289	20	466	62.0%	33	36	91.7%
5		秋田県	174	8	294	59.2%	24	25	96.0%
6		山形県	150	8	361	41.6%	31	35	88.6%
7		福島県	278	5	558	49.8%	50	61	82.0%
8	関東	茨城県	457	30	580	78.8%	43	44	97.7%
9		栃木県	322	12	426	75.6%	33	33	100.0%
10		群馬県	281	21	349	80.5%	33	39	84.6%
11		埼玉県	789	10	833	94.7%	71	71	100.0%
12		千葉県	618	24	867	71.3%	56	56	100.0%
13		東京都	1,422	23	1,389	102.4%	56	62	90.3%
14		神奈川県	567	-94	907	62.5%	32	35	91.4%
15	甲信越 東海	新潟県	311	16	576	54.0%	33	35	94.3%
16		富山県	162	9	224	72.3%	14	15	93.3%
17		石川県	206	3	248	83.1%	19	19	100.0%
18		福井県	159	18	220	72.3%	16	17	94.1%
19		山梨県	176	16	219	80.4%	25	29	86.2%
20		長野県	348	78	410	84.9%	67	81	82.7%
21		岐阜県	268	11	394	68.0%	38	42	90.5%
22		静岡県	389	17	548	71.0%	35	42	83.3%
23		愛知県	777	21	989	78.6%	57	63	90.5%
24		三重県	189	19	441	42.9%	26	29	89.7%
25	近畿	滋賀県	179	4	236	75.8%	22	26	84.6%
26		京都府	341	23	449	75.9%	26	28	92.9%
27		大阪府	935	19	1,050	89.0%	42	43	97.7%
28		兵庫県	663	30	845	78.5%	38	41	92.7%
29		奈良県	179	3	241	74.3%	28	39	71.8%
30		和歌山県	115	2	316	36.4%	19	30	63.3%
31	中国	鳥取県	109	-1	175	62.3%	18	19	94.7%
32		島根県	151	18	270	55.9%	19	21	90.5%
33		岡山県	290	23	445	65.2%	28	29	96.6%
34		広島県	433	17	613	70.6%	23	23	100.0%
35		山口県	289	26	362	79.8%	21	22	95.5%
36	四国	徳島県	106	4	276	38.4%	18	24	75.0%
37		香川県	152	-1	206	73.8%	16	17	94.1%
38		愛媛県	157	10	364	43.1%	16	20	80.0%
39		高知県	109	4	314	34.7%	24	35	68.6%
40	九州 沖縄	福岡県	660	14	783	84.3%	66	69	95.7%
41		佐賀県	154	16	194	79.4%	23	23	100.0%
42		長崎県	193	5	416	46.4%	20	23	87.0%
43		熊本県	274	13	470	58.3%	42	48	87.5%
44		大分県	190	11	369	51.5%	16	18	88.9%
45		宮崎県	182	12	282	64.5%	25	31	80.6%
46		鹿児島県	258	8	609	42.4%	40	49	81.6%
47		沖縄県	208	-33	284	73.2%	23	41	56.1%
		合計	15,858	549	23,123	68.6%	1,617	1,843	87.7%

(2006年5月1日現在、全国学童保育連絡協議会調べ)

- (注1) 神奈川県川崎市は学童保育を廃止して、わくわくプラザ(114か所)に統合したため、学童保育数から除外しました。
(注2) 東京都品川区は学童保育を廃止して、すまいるスクールに統合したため、学童保育数から除外しました。(40か所分)。
(注3) 沖縄県の合計数が33か所減は、無認可保育園が実施しているのが幼稚園児のみを対象としていることがわかったためです。

【参考－3】

「放課後子どもプラン」2007年度実施意向調査状況

(文科・厚労両省合同調査 指定都市・中核市・市町村(都道府県別))

No.	都道府県	小学校区数 (2006年)	放課後子ども 教室実施予定 箇所数	放課後児童ク ラブ実施予定			
				実施予定率	箇所数	実施予定率	
1	北海道	北海道	1,052	113	10.7%	521	49.5%
2	東北	青森県	324	78	24.1%	211	65.1%
3		岩手県	435	148	34.0%	233	53.6%
4		宮城県	334	27	8.1%	183	54.8%
5		秋田県	241	100	41.5%	155	64.3%
6		山形県	351	100	28.5%	173	49.3%
7		福島県	412	117	28.4%	236	57.3%
8	関東	茨城県	577	76	13.2%	490	84.9%
9		栃木県	360	48	13.3%	295	81.9%
10		群馬県	346	85	24.6%	297	85.8%
11		埼玉県	693	184	26.6%	655	94.5%
12		千葉県	679	74	10.9%	496	73.0%
13		東京都	1,329	429	32.3%	1437	108.1%
14		神奈川県	294	31	10.5%	357	121.4%
15	甲信越 東海	新潟県	457	54	11.8%	250	54.7%
16		富山県	143	116	81.1%	103	72.0%
17		石川県	177	32	18.1%	139	78.5%
18		福井県	213	167	78.4%	187	87.8%
19		山梨県	216	57	26.4%	183	84.7%
20		長野県	341	58	17.0%	288	84.5%
21		岐阜県	343	37	10.8%	250	72.9%
22		静岡県	340	36	10.6%	274	80.6%
23		愛知県	544	111	20.4%	488	89.7%
24		三重県	437	38	8.7%	206	47.1%
25	近畿	滋賀県	235	40	17.0%	195	83.0%
26		京都府	253	85	33.6%	217	85.8%
27		大阪府	536	363	67.7%	521	97.2%
28		兵庫県	582	246	42.3%	445	76.5%
29		奈良県	177	35	19.8%	146	82.5%
30		和歌山県	252	79	31.3%	72	28.6%
31	中国	鳥取県	168	26	15.5%	120	71.4%
32		島根県	262	109	41.6%	149	56.9%
33		岡山県	282	82	29.1%	155	55.0%
34		広島県	377	80	21.2%	229	60.7%
35		山口県	297	108	36.4%	249	83.8%
36	四国	徳島県	271	45	16.6%	117	43.2%
37		香川県	142	15	10.6%	119	83.8%
38		愛媛県	301	38	12.6%	119	39.5%
39		高知県	267	40	15.0%	68	25.5%
40	九州 沖縄	福岡県	493	102	20.7%	394	79.9%
41		佐賀県	193	93	48.2%	165	85.5%
42		長崎県	329	114	34.7%	165	50.2%
43		熊本県	378	36	9.5%	223	59.0%
44		大分県	299	83	27.8%	147	49.2%
45		宮崎県	231	30	13.0%	159	68.8%
46		鹿児島県	522	40	7.7%	190	36.4%
47		沖縄県	280	170	60.7%	212	75.7%
都道府県計		合計	17,765	4,375	24.6%	12683	71.4%

注1：小学校区については、学校基本調査2006年5月1日速報値を使用

注2：実施率は、小学校区数に対する実施予定箇所数の割合

No.	都道府県	指定都市・中核市	小学校区数 (2006年)	放課後子ども 教室実施予定		放課後児童ク ラブ実施予定	
				箇所数	実施予定率	箇所数	実施予定率
1	北海道	札幌市	209	0	0.0%	204	97.6%
2	宮城県	仙台市	126	0	0.0%	115	91.3%
3	埼玉県	さいたま市	121	120	99.2%	117	96.7%
4	千葉県	千葉市	100	13	13.0%	131	131.0%
5	神奈川県	横浜市	349	349	100.0%	207	59.3%
6	神奈川県	川崎市	114	0	0.0%	125	109.6%
7	新潟県	新潟市	115	25	21.7%	85	73.9%
8	静岡県	静岡市	86	0	0.0%	67	77.9%
9	静岡県	浜松市	114	5	4.4%	78	68.4%
10	愛知県	名古屋市	260	242	93.1%	209	80.4%
11	京都府	京都市	186	179	96.2%	135	72.6%
12	大阪府	大阪市	303	297	98.0%	191	63.0%
13	大阪府	堺市	95	41	43.2%	92	96.8%
14	兵庫県	神戸市	169	10	5.9%	179	105.9%
15	広島県	広島市	140	0	0.0%	145	103.6%
16	福岡県	北九州市	133	10	7.5%	127	95.5%
17	福岡県	福岡市	145	0	0.0%	146	100.7%
指定都市合計			2,765	1,291	46.7%	2,353	85.1%
1	北海道	函館市	48	6	12.5%	32	66.7%
2	北海道	旭川市	56	3	5.4%	40	71.4%
3	青森県	青森市	54	18	33.3%	33	61.1%
4	秋田県	秋田市	48	38	79.2%	26	54.2%
5	福島県	郡山市	62	1	1.6%	29	46.8%
6	福島県	いわき市	77	7	9.1%	36	46.8%
7	栃木県	宇都宮市	59	5	8.5%	57	96.6%
8	埼玉県	川越市	33	0	0.0%	33	100.0%
9	千葉県	船橋市	55	0	0.0%	55	100.0%
10	神奈川県	横須賀市	48	7	14.6%	43	89.6%
11	神奈川県	相模原市	65	0	0.0%	62	95.4%
12	富山県	富山市	67	47	70.1%	69	103.0%
13	石川県	金沢市	59	0	0.0%	72	122.0%
14	長野県	長野市	56	8	14.3%	62	110.7%
15	岐阜県	岐阜市	49	18	36.7%	48	98.0%
16	愛知県	豊橋市	52	6	11.5%	48	92.3%
17	愛知県	岡崎市	50	0	0.0%	32	64.0%
18	愛知県	豊田市	76	0	0.0%	50	65.8%
19	大阪府	高槻市	41	2	4.9%	44	107.3%
20	大阪府	東大阪市	54	60	111.1%	56	103.7%
21	兵庫県	姫路市	71	0	0.0%	64	90.1%
22	奈良県	奈良市	48	5	10.4%	42	87.5%
23	和歌山県	和歌山市	56	17	30.4%	55	98.2%
24	岡山県	岡山市	88	46	52.3%	79	89.8%
25	岡山県	倉敷市	63	0	0.0%	61	96.8%
26	広島県	福山市	80	50	62.5%	76	95.0%
27	山口県	下関市	55	25	45.5%	63	114.5%
28	香川県	高松市	57	25	43.9%	44	77.2%
29	愛媛県	松山市	62	13	21.0%	45	72.6%
30	高知県	高知市	41	8	19.5%	46	112.2%
31	長崎県	長崎市	77	27	35.1%	55	71.4%
32	熊本県	熊本市	81	0	0.0%	72	88.9%
33	大分県	大分市	62	0	0.0%	51	82.3%
34	宮崎県	宮崎市	47	11	23.4%	45	95.7%
35	鹿児島県	鹿児島市	80	0	0.0%	70	87.5%
中核市合計			2,077	453	21.8%	1,795	86.4%
合計			22,607	6,119	27.1%	16,831	74.5%

【参考－４】

■地域連絡協議会の連絡先一覧

名前	〒	住所	電話
北海道学童保育連絡協議会	001-0013	札幌市北区北13条西2丁目 ひろっぱクラブ内	011-727-6325
札幌市学童保育連絡協議会	065-0024	札幌市東区北24条東1丁目 農国会館2F	011-722-5515
秋田市学童保育連絡協議会	010-0041	秋田市広面釣瓶町12-9 こぼと学童保育クラブ気付	018-832-1124
仙台市学童保育連絡協議会	980-0014	仙台市青葉区本町2-8-15 市民活動サポートセンター気付 25番	
岩手県学童保育連絡協議会	020-0114	盛岡市高松4-7-41 伊吹山恵理子方	019-663-2398
山形県学童保育連絡協議会	990-0021	山形市小白川町2-3-3 山形県総合福祉センター内	0236-22-5805
福島市学童保育連絡会	960-8141	福島市渡利八幡町26 渡利学童保育きりん教室内	024-521-2362
いわき市学童保育連絡協議会	971-8151	いわき市小名浜岡小名字台の上33-4 青空学童保育 比佐和美気付	0246-54-6062
群馬県学童保育連絡協議会	379-2152	前橋市下大島町444-3	0272-66-6771
栃木県学童保育連絡協議会	320-0031	宇都宮市戸祭元町11-15	0286-21-2105
茨城県学童保育連絡協議会	312-0012	ひたちなか市馬渡2849-4 勝田こどもセンター学童クラブ内	029-274-2085
千葉県学童保育連絡協議会	273-0005	船橋市本町3-4-3 千葉保育センター内	0474-24-8102
埼玉県学童保育連絡協議会	331-0852	さいたま市大宮区桜木町4-1005 梅津ビル4F	048-644-1571
東京都学童保育連絡協議会	170-0005	豊島区南大塚3-37-10	03-5951-2789
三多摩学童保育連絡協議会	202-0014	西東京市富士町2-1-22 古谷健土方	0424-63-7069
神奈川県学童保育連絡協議会	231-0027	横浜市中区扇町3-8-7 三平ビル201	045-662-9647
横浜学童保育連絡協議会	231-0027	横浜市中区扇町3-8-7 三平ビル201	045-662-7244
川崎市学童保育連絡協議会	213-0022	神奈川県川崎市高津区千年792-4 学童ほいくオカリナ内	044-751-8648
甲府市学童保育連絡会	400-0051	甲府市古上条町30-13 内藤司郎方	055-241-5227
長野県学童保育連絡協議会	390-1701	長野県松本市梓川大字倭3817-8 出口雅文方	0263-78-5617
新潟県学童保育連絡協議会	950-2022	新潟市小針2-12-1 丸山尚子方	025-233-1994
富山県学童保育連絡協議会	939-0332	射水郡小杉町一条25-2 津幡美鶴方	0766-56-1999
石川県学童保育連絡協議会	920-0856	金沢市昭和町5-13 交通会館1F	0762-34-1910
愛知学童保育連絡協議会	456-0006	名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館	052-872-1972
岐阜県学童保育連絡協議会	580-0006	中津川市落合929-1 落合学童保育所内	0573-69-4364
岐阜県学童保育連絡協議会	509-5161	土岐市泉が丘町2-82 永井健様方	0572-54-4524
三重県学童保育連絡協議会	514-0805	津市下弁財津興1350 育生小学校内 学童保育くるみ会内	0592-26-6245
滋賀県学童保育連絡協議会	525-0072	草津市笠山1-1-53	077-563-5807
京都学童保育連絡協議会	602-8155	京都市上京区竹屋町通千本東入主税町1100-1 京都福祉保育総合センター内	075-821-0700
大阪学童保育連絡協議会	542-0012	大阪市中央区谷町7-2-2-202	06-6763-4382
奈良県学童保育連絡協議会	632-0082	天理市荒蒔町東浦278-4	0743-64-5890
和歌山県学童保育連絡協議会	649-2105	西牟婁郡上富田町朝来2750 あすなろ学童保育内	0739-47-4544
兵庫県学童保育連絡協議会	650-0022	神戸市中央区元町通6丁目7-9 秋毎ビル3F	078-360-2728
鳥取県学童保育連絡協議会	689-0522	気高郡青谷町亀尻351-25 浅田美都子方	0857-85-6011
岡山県学童保育連絡協議会	700-0812	岡山市出石1-1-101 ゆうあいプラザ気付	090-3176-2735
広島県学童保育連絡協議会	730-0042	広島市中区国泰寺町2-5-27 大川ビル3F	082-247-4335
山口県学童保育連絡協議会準備会	742-0424	山口県玖珂郡周東町大字差川803 世良輝久方	0827-84-1316
徳島県学童保育連絡協議会	779-1242	徳島県那賀郡那賀川町大字赤池字株木 のこのクラブ内 小西嘉代子気付	0884-42-2902
香川県学童保育連絡会	761-1703	香川県香川町浅野2133-32 織野順子方	087-888-2779
松山市学童保育連絡協議会	790-0916	愛媛県松山市東本2丁目6-1 山本貴子方	089-932-6658
こうち学童保育ネットワーク	787-0306	土佐清水市幸町7-1 にこにこ学童クラブ内 清家久司方	0880-82-2988
福岡県学童保育連絡協議会	805-0069	北九州市八幡東区前田3-5-8	093-662-6000
佐賀県放課後児童クラブ連絡会	840-0901	佐賀市駅前中央1-8-32 i-スクエアビル3F	0952-40-8633
熊本県学童保育連絡協議会	861-1203	菊池市泗水町住吉2851 ピノキオクラブ気付	0968-38-7878
長崎県学童保育連絡協議会	850-0963	長崎市ダイヤランド4-5-1 長崎市立南長崎小学校内 学童保育ほしのこらんど気付	095-879-3836
大分市育成クラブ父母連絡会	870-0104	大分市南鶴崎3-3-1 鶴崎小学校内 鶴崎校区児童育成クラブ気付	097-521-4512
別府市放課後児童クラブ連絡協議会	874-0849	別府市扇山8組 鶴見児童健全育成クラブ 気付	0977-23-4543
霧島市児童クラブ連絡会	899-5121	始良郡隼人町神宮3丁目4-1 宮内児童クラブ気付	0995-43-8135
おおすみ学童保育の会	893-0014	鹿屋市寿5丁目17-7 寿学童育成クラブ気付 有川文人気付	0994-40-0963
沖縄県学童保育連絡協議会	901-0155	那覇市金城3-3-13	098-840-1390

■鹿児島県内の児童クラブ

福祉事務所	施設名	〒	住所	電話
鹿屋市・肝付福祉事務所	1 寿学童育成クラブ	893-0014	鹿屋市寿5-17-7	0994-40-0963
	2 わかば児童クラブ	893-0014	鹿屋市寿4-8-14	0994-44-5234
	3 西原台学童育成クラブ	893-0057	鹿屋市今坂町12405-47	0994-44-6577
	4 鹿屋学童育成クラブ	893-0009	鹿屋市大手町3-20	0994-42-2663
	5 花岡児童育成クラブ	891-2304	鹿屋市花岡町4043	0994-46-3764
	6 二葉児童クラブ	893-0061	鹿屋市上谷町11657-3	0994-44-6107
	7 こばと児童クラブ	893-0082	鹿屋市川西町4801	0994-42-4480
	8 笠之原児童育成クラブ	893-0023	鹿屋市笠之原町1106-1	0994-42-2919
	9 和光児童クラブ	893-0023	鹿屋市横山町1566	0994-48-2931
	10 はらい川児童クラブ	893-0026	鹿屋市祓川町4498	0994-42-2250
	11 エンゼル児童クラブ	893-0013	鹿屋市札元2-3721-1	0994-43-9353
	12 南部幼稚園学童クラブ	893-0047	鹿屋市下堀町9579-1	0994-44-6850
	13 吾平児童クラブ	893-1101	鹿屋市吾平町上名7681	0994-58-8220
	14 いずみ幼稚園学童クラブ	893-1101	鹿屋市吾平町上名6368-2	0994-58-6893
	15 細山田保育園わんぱく児童クラブ	893-1601	鹿屋市串良町細山田4833-4	0994-62-2026
	16 正徳仲良しクラブ	893-1603	鹿屋市串良町岡崎3445-2	0994-63-2186
	17 上小原児童クラブ	893-1605	鹿屋市串良町上小原2621-3	0994-63-3657
	18 垂水児童クラブ	891-2104	垂水市田神144	0994-32-5650
	19 高山児童クラブ	893-1206	肝属郡肝付町高山前田3839	0994-65-1308
	20 内之浦放課後児童クラブ	893-1402	肝属郡肝付町南方2643	0994-67-2340
	21 根占学童ひまわりクラブ	893-2501	肝属郡南大隅町根占川北1262	0994-24-5343
	22 佐多放課後学童クラブ	893-2601	肝属郡南大隅町佐多伊佐敷4018	0994-26-1233
	23 たしろ学童クラブ	893-2402	肝属郡錦江町田代川原275-1	0994-25-2037
	24 たけのこ学童クラブ	893-2302	肝属郡錦江町大根占城元517-2	0994-22-1233
	25 ひかり学童クラブ	893-2302	肝属郡錦江町大根占城元4750-3	0994-29-0256
	26 めばえ学童クラブ	893-2301	肝属郡錦江町大根占神川3141-2	0994-22-0768
薩摩川内市・阿久根市・出水市・川薩福祉事務所	1 可愛児童クラブ	895-0061	薩摩川内市御陵下町4-30	0996-22-8451
	2 永利児童クラブ	895-0007	薩摩川内市百次959-5	0996-22-5322
	3 水引児童クラブ	895-1921	薩摩川内市水引町4798	0996-26-2376
	4 黒木わいわいクラブ	895-1504	薩摩川内市祁答院町黒木185	0996-55-1960
	5 おかっこ児童クラブ	895-0056	薩摩川内市宮里町3048-9	0996-25-4522
	6 平佐西児童クラブ	895-0012	薩摩川内市平佐町2934-1	0996-22-8250
	7 青山児童クラブ	895-0044	薩摩川内市青山町4194	0996-20-0775
	8 市比野児童クラブ	895-1202	薩摩川内市樋脇町市比野2805	0996-38-1490
	9 錦光こすもす少年クラブ		薩摩郡さつま町2735-7	0996-57-0882
	10 恵光学童クラブ	895-2202	薩摩郡さつま町中津川1629	0996-57-0845
	1 大川児童クラブ	899-1741	阿久根市大川8287	0996-74-0053
	2 脇本児童クラブ	899-1131	阿久根市脇本1926-1	0996-75-0339
	3 阿久根学童クラブ	899-1615	阿久根市琴平町68-1	0996-72-3161
	4 山下児童クラブ			
5 折多児童クラブ	899-1601	阿久根市折口4352-1	090-5478-9124	
6 鶴川内児童クラブ	899-1603	阿久根市鶴川内3310	0996-72-1271	
7 養護学童クラブ ガッツ	899-1611	阿久根市赤瀬川2486-1	0996-72-3607	
8 出水児童クラブ	899-0204	出水市麓町9-13	0996-63-1216	
9 西出水児童クラブ	899-0133	出水市西出水町1050	0996-63-8240	
10 東出水児童クラブ	899-0203	出水市上鯖淵1866	0996-63-6137	
11 米ノ津児童クラブ	899-0132	出水市下知識町1584	0996-67-4800	
12 米ノ津東児童クラブ	899-0123	出水市下鯖町630-2	0996-67-5975	
13 児童クラブ まなづる	899-0208	出水市文化町991-2	0996-63-8249	
14 慈光	899-0402	出水郡高尾野柴引2084	0996-82-2171	
霧島市・大口市・始良福祉事務所	1 ふれあい児童クラブ	895-2511	大口市里1842	0995-22-2611
	2 山野児童クラブ	895-2522	大口市大島1109	0995-22-9346
	3 羽月児童クラブ	895-2522	大口市大島1109	0995-22-5347
	4 曾木児童クラブ	895-2441	大口市曾木1827-1	0995-25-2155
	5 勝蓮寺学童保育クラブ	895-2701	伊佐郡菱刈町前目781	
	6 こひつじ児童クラブ	899-4354	霧島市国分姫城3053-1	0995-47-5420
	7 青葉児童クラブ	899-4301	霧島市国分重久2105-1	0995-48-7800
	8 国分西児童クラブ	899-4322	霧島市国分福島3-21-48	0995-48-8086
	9 向花児童クラブ	899-4345	霧島市国分府中町13-15	0995-45-8831
	10 若竹児童クラブ	899-4321	霧島市国分広瀬2-15-42	0995-45-6530
	11 国分児童クラブ	899-4311	霧島市国分名波町26-10	0995-45-0307
	12 ドリームクラブ	899-4311	霧島市国分清水1-25-45	0995-46-0991

霧島市・大口市・始良福祉事務所	13	白蓮保育園学童クラブ	899-6402	霧島市溝辺町竹子866	0995-59-2362	
	14	高陵寺保育園学童クラブ	899-6401	霧島市溝辺町有川498-7	0995-59-2232	
	15	陵南児童クラブ	899-6404	霧島市溝辺町麓1180-2	0995-58-4649	
	16	横川町放課後児童クラブ	899-6303	霧島市横川町中ノ204	0995-72-0280	
	17	至宝学童クラブ	899-6301	霧島市横川町上ノ4503-1	0995-73-2371	
	18	わんぱくランド	899-6603	霧島市牧園町高千穂3617-406	0995-78-2886	
	19	牧園にこにこ学童クラブ	899-6507	霧島市牧園町宿窪田1372-2	0995-76-1364	
	20	大窪児童クラブ	899-4201	霧島市霧島川北246	0995-57-0202	
	21	児童クラブ スジャータ	899-4201	霧島市霧島田口807	0995-57-1482	
	22	すめら学童クラブ	899-4201	霧島市霧島田口2512-6	0995-57-0527	
	23	とみくま児童クラブ	899-5102	霧島市隼人町真孝824-3	0995-43-8513	
	24	宮内児童クラブ	899-5121	霧島市隼人町神宮3-4-1	0995-43-8135	
	25	日当山児童クラブ	899-5115	霧島市隼人町東郷1-187	0995-42-8000	
	26	学童「のびのび」	899-4501	霧島市福山町福山4930-2	0995-56-2867	
	27	加治木児童クラブ	899-5231	始良郡加治木町反土2955	0995-62-4320	
	28	柁城児童クラブ	899-5214	始良郡加治木町仮屋町273	0995-62-5666	
	29	錦江児童クラブ	899-5222	始良郡加治木町錦江町74	0995-62-6039	
	30	竜門児童クラブ	899-5203	始良郡加治木町小山田1365	0995-62-1113	
	31	高井田児童クラブ	899-5241	始良郡加治木町木田4872-2	0995-63-5043	
	32	児童クラブ風の子園	899-5421	始良郡始良町東餅田2608	0995-67-3333	
	33	児童クラブのぞみ	899-5652	始良郡始良町平松5061-2	0995-65-1710	
	34	あすなろ児童クラブ		始良郡始良町 3397-5	0995-65-2177	
	35	速證児童クラブ	899-6104	始良郡湧水町川西800-1	0995-75-2040	
	36	栗野町児童クラブ	899-3207	始良郡湧水町米永411-1	0995-74-1811	
	志布志市・曾於市・曾於福祉事務所	1	るんぴにクラブ	899-8102	曾於市大隅町岩川6591	0994-82-1672
		2	太陽の子クラブ	899-8212	曾於市大隅町月野2243-1	0994-82-2927
		3	カラーサンガクラブ	899-8212	曾於市大隅町月野池尾3609-1	0994-82-3302
		4	岩川児童クラブ	899-8102	曾於市大隅町岩川6591	0994-71-2218
		5	児童クラブきかんぼ	899-8103	曾於市大隅町中之内4674-2	0994-82-2661
		6	児童クラブげんきぼ	899-8422	曾於市大隅町坂元481-31	0994-83-1469
		7	学習クラブ	899-4101	曾於市財部町南俣1-3	0986-72-0223
		8	きらら南学童クラブ	899-4101	曾於市財部町南俣5229-3	0986-75-1211
		9	なんごう放課後児童クラブ	889-7305	曾於郡大崎町假屋1555-2	0994-76-0025
		10	寺子屋クラブ	899-7301	曾於郡大崎町菱田1293-5	0994-77-1880
		11	ちびっこ学童クラブ	899-8313	曾於郡大崎町野方6095-38	0994-78-3662
		12	新橋児童クラブ	899-7601	志布志市松山町新橋1564	099-487-2146
13		泰野児童クラブ	899-7601	志布志市松山町泰野547-1	099-487-8154	
14		尾野見児童クラブ	899-7603	志布志市松山町尾野見41-1	099-487-9545	
15		志布志児童クラブ	899-7102	志布志市志布志町帖6398	099-472-0544	
16		香月児童クラブ	899-7104	志布志市志布志町安楽188	099-472-1369	
17		安楽児童クラブ	899-7104	志布志市志布志町安楽1769	099-472-0098	
18		伊崎町児童クラブ	899-7401	志布志市有明町伊崎田8851	099-474-1851	
19		太陽の子児童クラブ	899-7402	志布志市有明町野井倉8547-4	099-474-1506	
20		宇都育心児童クラブ	899-7511	志布志市有明町原田2298	099-475-0105	
いちき串木野市・日置市福祉事務所	1	串木野中央学童クラブ	896-0053	いちき串木野市下名11477	0996-33-3131	
	2	くしきのチャイルドクラブ	896-0053	いちき串木野市下名12283-3	0996-32-9886	
	3	照島学童クラブ	896-0053	いちき串木野市下名5296-4	0996-32-3270	
	4	市来ッズ	896-2101	いちき串木野市湊町3731	0996-36-2151	
	5	フレンド	899-2201	日置市東市来町湯田2285	099-274-0260	
	6	みのり学童クラブ	899-2311	日置市東市来町養母13246-3	099-274-9416	
	7	鶴城寺学童クラブ	899-2203	日置市東市来町長里1775	099-274-2430	
	8	子どもの家学童クラブ	899-2503	日置市伊集院町妙円寺1-64-1	099-273-5161	
	9	太陽クラブ	899-2504	日置市伊集院町郡2056	099-273-1277	
	10	つつじが丘フレンドシップ	899-2513	日置市伊集院町麦生田2024-41	099-273-1160	
	11	清光学童クラブ	899-2501	日置市伊集院町下谷口1899-3	099-273-4457	
	12	日吉放課後児童クラブ	899-3101	日置市日吉町日置3450-2	099-292-3279	
	13	和田児童クラブ	899-3311	日置市吹上町和田2116	099-296-3012	
	14	花田児童クラブ	899-3301	日置市吹上町中原2847	099-296-2111	
	15	伊作児童クラブ	899-3301	日置市吹上町中原2847	099-296-2111	
	16	常楽寺児童クラブ	899-3303	日置市吹上町湯ノ浦2592	099-296-2167	
	17	村長の家児童クラブ	899-3303	日置市吹上町湯ノ浦2781	099-299-3480	

南さつま市・枕崎市・指宿市・川辺・指宿福祉事務所	1	万世学童クラブ	897-1123	南さつま市加世田高橋2765	0993-53-3203
	2	フレンドシップ	897-0004	南さつま市加世田内山田2397	0993-52-3634
	3	サンユウ学童クラブ	897-0002	南さつま市加世田武田17444-4	0993-53-2088
	4	のびやかクラブ	897-1124	南さつま市加世田宮原1206	0993-52-3021
	5	もりもりクラブ	899-3611	南さつま市加世田津貫6550	0993-55-2132
	6	金峰町放課後児童クラブ		南さつま市金峰町4104-1	0993-77-0137
	7	妙見児童クラブ	898-0063	枕崎市妙見町751	0993-72-0613
	8	別府児童クラブ	898-0086	枕崎市別府西町136	0993-76-2003
	9	わんぱく児童クラブ	898-0051	枕崎市中央町261	0993-72-0315
	10	児童クラブわかば	897-0302	川辺郡知覧町郡16758-2	0993-83-2228
	11	中央児童クラブキッズ	897-0305	川辺郡知覧町瀬世5383-8	0993-84-0628
	1	魚見児童クラブ	891-0404	指宿市東方11018-11	0993-22-2830
	2	げんきっず	891-0315	指宿市岩本2808	0993-25-2020
	3	ひばり児童クラブ	891-0402	指宿市十町543	0993-22-5254
4	こうこうクラブ	891-0313	指宿市新西方725	0993-25-2861	
5	わんぱくキッズ	891-0403	指宿市十二町2338-5	0993-22-5558	
6	池田児童クラブ	891-0312	指宿市池田3880	0993-26-2116	
7	ひまわり会	891-0311	指宿市西方4692-4	0993-25-2021	
8	徳光児童クラブ	891-0513	指宿市山川岡児ヶ水15-3	0993-35-0903	
9	たいせい児童クラブ	891-0515	指宿市山川小川649-1	0993-35-2275	
10	児童クラブ童夢	891-0603	指宿市開聞十町2807	0993-32-2100	
11	大川キッズクラブ	891-0704	揖宿郡穎娃町別府6597-3	0993-38-0131	
12	青戸児童クラブ	891-0705	揖宿郡穎娃町上別府4567	0993-39-0236	
13	九玉児童クラブ	891-0703	揖宿郡穎娃町御領3450-2	0993-36-0595	
14	勝縁児童クラブ	891-0701	揖宿郡穎娃町郡11334-7	0993-36-0102	
徳之島事務所福祉課	1	伊仙児童クラブ		大島郡伊仙町	
	2	なかよしクラブ	891-9301	大島郡与論町茶花2002-1	

■社会福祉法人及び学校法人等児童クラブ

No	校区	法人名	施設名	所在地	電話番号
1	山下	(財) 集成学舎	集成学舎	鹿児島市 加治屋町 1 5 - 2	222-7084
2	松原	(学) 大谷学園	大谷幼稚園	新町 2 - 7	223-6615
3	田上	(学) 永吉学園	田上幼稚園	田上四丁目 1 3 - 1 5	259-1133
4	向陽	(社福) 光陽福祉	ひろき保育園	田上町 4 2 4 6 - 1	264-7482
5	伊敷	(社福) 伊敷福祉	伊敷保育園	伊敷七丁目 8 - 2 0	229-8851
6	西伊敷	(社福) こまどり	こまどり保育園	西伊敷二丁目 1 - 2	220-9722
7	清和	(社福) 泉心会	竹之迫保育園	中山町 4 9 4 3 - 3	268-9898
8	和田	————	ひまわり幼児学園	和田 1 丁目 2 9 - 1 0	268-2099
9	喜入	(学) 野元学園	喜入幼稚園	喜入町 3 3 5 - 1	0993-45-2280

■鹿児島市児童クラブ一覧（2006年4月1日現在）

No	校区	所在地	電話番号
1	川上	川上町314-4	244-8393
2	吉野	吉野町2445	244-6845
3	吉野東	吉野町5203	243-9771
4	大明丘	大明丘一丁目5-20	244-3770
5	坂元	玉里団地三丁目45-1	220-7826
6	坂元台	西坂元町58-2	248-3346
7	清水	清水町8-15	248-1326
8	大龍	大竜町11-44	248-1320
9	草牟田	城山二丁目3-1	226-6356
10	原良	永吉一丁目14-16	259-3832
11	明和	明和二丁目5-18	281-2013
12	武岡	武岡二丁目30-1	281-6348
13	武岡台	武岡五丁目37-2	281-3757
14	西田	薬師二丁目21-26	285-5403
15	武	武一丁目35-31	254-9462
16	西陵	西陵三丁目33-15	281-2136
17	広木	田上町3708-1	275-5353
18	中洲	上之園町28-1	206-8650
19	荒田	荒田一丁目30-27	206-0166
20	八幡	下荒田三丁目25-1	254-9477
21	八幡第二	下荒田三丁目25-1	258-9621
22	中郡	郡元二丁目4-6	254-4918
23	紫原	紫原二丁目24-2	259-1335
24	西紫原	紫原三丁目50-18	285-6550
25	宇宿	宇宿町2525-1	265-5584
26	伊敷	伊敷五丁目19-1	229-1870
27	花野	花野光ヶ丘二丁目2-16	228-0491
28	伊敷台	伊敷台五丁目20-20	229-5160
29	玉江	下伊敷一丁目35-1	220-5721
30	東桜島	東桜島町17	221-2171
31	谷山	谷山中央一丁目4389-ハ	267-6523
32	谷山円明庵	谷山中央一丁目5027-3	269-3669
33	西谷山	上福元町6464-1	267-5616
34	東谷山	魚見町123-1	268-6700
35	和田	和田一丁目33-26	267-4134
36	錦江台	下福元町9236-5	261-9668
37	福平	下福元町8019-4	262-3190
38	中山	中山二丁目34-1	264-3415
39	中山第二	中山二丁目34-1	264-3480
40	桜丘西	桜ヶ丘二丁目30-17	264-2164
41	桜丘東	桜ヶ丘五丁目23-4	275-2614
42	星峯	星ヶ峯四丁目31-1	264-0006
43	星峯東	星ヶ峯一丁目42-1	264-0645
44	宮川	皇徳寺台四丁目11-1	275-2642
45	皇徳寺	皇徳寺台一丁目18-3	275-0350
46	吉田	西佐多町789-2	295-2603
47	本名	本名町2738-1	294-3662
48	牟礼岡	牟礼岡一丁目3-2	294-8905
49	桜洲	桜島小池町55	293-2434
50	桜峰	桜島松浦町355	293-3676
51	瀬々串	喜入瀬々串町3500	0993-47-0081
52	中名	喜入中名町976	0993-45-0112
53	前之浜	喜入前之浜町7076-2	0993-43-0074
54	松元	上谷口町927-1	278-0660
55	春山	春山町1820-7	278-0085
56	石谷	石谷町1385-2	278-1145
57	郡山	郡山町2519-5	298-2076
58	南方	川田町1415	298-7044

全国学童保育連絡協議会の紹介

全国学童保育連絡協議会は、学童保育の普及・発展を積極的にはかり、学童保育の内容充実のための研究、国や自治体の施策の充実、制度化の運動を推進することを目的として、1967年に結成された民間の学童保育専門団体です。

全国学童保育研究集会や全国指導員学校の開催、『学童保育ハンドブック』などの学童保育に関する刊行物の発行、月刊『日本の学童ほいく』誌の編集発行、『テキスト・指導員の仕事』『学童保育・実践記録集』の発行などを通じて指導員の研修活動にも積極的に取り組んでいます。

基本的な会員は、都道府県や市町村の連絡協議会です。現在、37都道府県にあります。都道府県の連絡協議会は、市区町村の連絡協議会を会員とし、市区町村の連絡協議会は、公立や民間を問わず各学童保育や保護者会、指導員などから構成されています。各県単位でも指導員研修会や研究集会などに取り組んでいます。会の主な運営資金は、会費と月刊誌の収入です。

<主な活動と今年の予定>

◆全国学童保育指導員学校の開催 (2007年度、第32回目)

会場	日程	開催地	昨年の受講者数
西日本会場・大阪会場	6月3日(日)	大阪府堺市・サンスクエア堺	959人
西日本会場・滋賀会場	6月10日(日)	滋賀県草津市・立命館大学	
南関東会場	6月3日(日)	東京都目黒区・東京大学	719人
北関東会場	6月10日(日)	茨城県水戸市・茨城大学	847人
四国会場	6月24日(日)	香川県高松市・高松テルサ	359人
東北会場	9月24日(祝)	岩手県盛岡市・アイーナ	702人
九州会場	9月30日(日)	福岡県春日市・クローバープラザ	386人

◆全国学童保育研究集会の開催 (東京) 参加者約6000人予定

第42回 2007年11月10日(土)～11日(日) 東京・国技館、中央大学・明星大学

◆月刊『日本の学童ほいく』の編集・発行 (1974年創刊、定期購読者4万6800人)

◆実態調査活動 ①学童保育数調査(毎年実施) ②学童保育の詳細な実態調査(最新は2003年調査で報告書を発表) ③指導員の实態調査(最新調査は2005年実施) ④都道府県の単独事業の実施状況調査 ⑤学校週5日制土曜日開設調査 ⑥保護者ニーズ調査ほか

◆単行本・資料の発行 <最近の刊行物>

2002年 『学童保育情報 2002-2003』『施設整備の手引き』『実践記録集3』『学童保育 はじめのいっぽ』

2003年 『2003年度版 実態調査のまとめ』『父母会ハンドブック』『入門ガイド 学童保育指導員』『次世代育成支援対策と学童保育』『学童保育情報 2003-2004』『実践記録集4』

2004年 『学童保育情報 2004-2005』『施設整備の手引き(2004年版)』

2005年 『安全・安心な学童保育を一大規模化ではなく適正規模で複数設置』『実践を記録し確かめ合う(実践記録集第5集)』『学童保育情報 2005-2006』

2006年 『学童保育ハンドブック』(発行・榊ぎょうせい)『学童保育と放課後子どもプラン』『学童保育情報 2006-2007』『大規模学童保育 分離の手引き』『学童保育指導員の現状・仕事・願い』

2007年 『よくわかる放課後子どもプラン』(4月刊行、発行・榊ぎょうせい)

◆政府や国会、関係団体への陳情など

◆その他 学童保育の情報の収集・発信、相談活動、各種研修会の開催、研究活動

提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」「学童保育の保育指針(案)」「指導員の研修課目(試案)」などをまとめて発表しています。